

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成31年 2 月 第 2 回訂正分)

株式会社識学

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売
価格等の決定に伴い、金融商品取引法第 7 条第 1 項により有価証券届出書の訂正届出書を平成31年 2 月14日に
関東財務局長に提出し、平成31年 2 月15日にその届出の効力が生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成31年 1 月16日付をもって提出した有価証券届出書及び平成31年 2 月 5 日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集240,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し139,500株(引受人の買取引受による売出し90,000株・オーバーアロットメントによる売出し49,500株)の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成31年 2 月14日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

- 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

- (注) 2. 「第 1 募集要項」に記載の募集(以下「本募集」という。)及び本募集と同時に行われる後記「第 2 売
出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出し(以下「引受人の買取引受による
売出し」という。)に伴い、その需要状況等を勘案した結果、SMB C 日興証券株式会社が当社株主である安
藤広太(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式49,500株の売出し(以下「オーバーアロット
メントによる売出し」という。)を行います。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記
「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照
ください。
- これに関連して、当社は、平成31年 1 月16日開催の取締役会において、本募集及び引受人の買取引受による
売出しとは別に、SMB C 日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式49,500株の新規
発行(以下「本第三者割当増資」という。)を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は
売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照ください。
3. 当社は、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第 1
募集要項」において「引受人」という。)に対し、上記発行数のうち、12,700株を、福利厚生を目的に、当
社従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請しております。引受人に対し要請した当社の
指定する販売先(親引け先)の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 5 当
社指定販売先への売付け(親引け)について」をご参照ください。
- なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」
に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含みます。)であ
ります。

2 【募集の方法】

平成31年2月14日に決定された引受価額(1,656円)にて、引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(1,800円)で募集を行います。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「189,888,000」を「198,720,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「189,888,000」を「198,720,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であります。なお、会社法上の増加する資本準備金の額は198,720,000円と決定いたしました。

(注) 5. の全文削除

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格(円)」の欄：「未定(注)1」を「1,800」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)1」を「1,656」に訂正。

「資本組入額(円)」の欄：「未定(注)3」を「828」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)4」を「1株につき1,800」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. 公募増資等の価格決定に当たりましては、仮条件(1,640円以上1,800円以下)に基づいて、ブックビルディングを実施いたしました。
当該ブックビルディングの状況につきましては、
①申告された総需要株式数が、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。
以上が特徴でありました。
従いまして、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在の株式市場の状況及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案し、1,800円と決定いたしました。
なお、引受価額は1,656円と決定いたしました。
2. 払込金額は、会社法上の払込金額であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額(1,394円)及び平成31年2月14日に決定された発行価格(1,800円)、引受価額(1,656円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方法」に記載の発行数で除した金額であります。
4. 申込証拠金には、利息をつけません。なお、申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき1,656円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

(注) 8. の全文削除

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、払込期日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき1,656円)を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき144円)の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. 上記引受人と平成31年2月14日に元引受契約を締結いたしました。
2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「379,776,000」を「397,440,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「373,776,000」を「391,440,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

(注) 1. の全文及び2. の番号削除

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額391,440千円に、本第三者割当増資の手取概算額上限81,685千円を合わせた、手取概算額合計上限473,125千円については、当社の認知度向上及び集客のための広告宣伝費に222,250千円、事業拡大のための人件費に208,240千円充当し、残額につきましては、平成33年2月期の広告宣伝費に充当する予定であります。具体的には以下の通りであります。

- ① 当社の認知度向上やサービス提供エリアの拡大を見据えた集客のためのウェブマーケティング費用、TVCMや雑誌等のメディアに係る広告宣伝費として、平成32年2月期222,250千円を充当する予定であります。
- ② 当社の事業拡大において、安定的な受注の獲得および管理体制の強化を図るためには、人材の確保が必要不可欠であるため、講師人材等の確保のための人件費等として平成32年2月期に113,410千円、平成33年2月期に94,830千円を充当する予定であります。

また、上記調達資金は、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成31年2月14日に決定された引受価額(1,656円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格1,800円)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「154,800,000」を「162,000,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「154,800,000」を「162,000,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 3. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。
オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照ください。
5. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。

(注) 3. 7. の全文削除及び4. 5. 6. の番号変更

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1(注)2」を「1,800」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)2」を「1,656」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)2」を「1株につき1,800」に訂正。

「元引受契約の内容」の欄：「未定(注)3」を「(注)3」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
3. 元引受契約の内容
金融商品取引業者の引受株数 SMBC日興証券株式会社 90,000株
引受人が全株買取引受けを行います。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき144円)の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と平成31年2月14日に元引受契約を締結いたしました。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「85,140,000」を「89,100,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「85,140,000」を「89,100,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した結果、行われる、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。
- オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

(注) 5. の全文削除

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注) 1」を「1,800」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注) 1」を「1株につき1,800」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した結果、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式(以下「借入株式」という。)49,500株の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行います。

これに関連して、当社はSMB C日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利(以下「グリーンシュエアプション」という。)を、平成31年3月22日行使期限として付与します。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場(売買開始)日から平成31年3月22日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエアプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMB C日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

3 第三者割当増資について

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のSMB C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が平成31年1月16日及び平成31年2月5日開催の取締役会において決議し、平成31年2月14日に決定した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 49,500株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき1,394円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。(注)
(4)	払込期日	平成31年3月27日(水)

(注) 割当価格は、1株につき、前記「第1 募集要項 3募集の条件 (2)ブックビルディング方式」に記載の本募集における引受価額と同一とし、平成31年2月14日に決定いたしました。

5 当社指定販売先への売付け(親引け)について

(1) 親引け先の状況等

<欄内の記載の訂正>

「d. 親引けしようとする株式の数」の欄：

「未定(「第1 募集要項」における募集株式のうち、14,000株を上限として、平成31年2月14日(発行価格決定日)に決定される予定。)」を「当社普通株式 12,700株」に訂正。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、平成31年2月14日に決定された「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格(1,800円)と同一であります。

(4) 親引け後の大株主の状況

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成31年1月16日現在の所有株式数及び株式総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引けを勘案した株式数及び割合になります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成31年 2 月 第 1 回訂正分)

株式会社識学

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第 7 条第 1 項により有価証券届出書の訂正届出書を平成31年 2 月 5 日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成31年 1 月16日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集 240,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成31年 2 月 5 日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し139,500株(引受人の買取引受による売出し90,000株・オーバーアロットメントによる売出し49,500株)の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に「5 当社指定販売先への売付け(親引け)について」を追加記載するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

＜欄外注記の訂正＞

(注) 2. 「第1 募集要項」に記載の募集(以下「本募集」という。)及び本募集と同時にに行われる後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)に伴い、その需要状況等を勘案し、49,500株を上限として、SMB C日興証券株式会社が当社株主である安藤広大(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

これに関連して、当社は、平成31年1月16日開催の取締役会において、本募集及び引受人の買取引受による売出しとは別に、SMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式49,500株の新規発行(以下「本第三者割当増資」という。)を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照ください。

3. 当社は、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)に対し、上記発行数のうち、14,000株(※)を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請しております。引受人に対し要請した当社の指定する販売先(親引け先)の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 5 当社指定販売先への売付け(親引け)について」をご参照ください。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含みます。)であります。

※取得金額の上限として要請した金額を仮条件の下限価格により除して算出した見込みの株式数(100株未満切り捨て)であります。

4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照ください。

5. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(注) 2. の全文削除及び 3. 4. 5. 6. の番号変更

2 【募集の方法】

平成31年2月14日に決定される予定の引受価額にて、引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。引受価額は平成31年2月5日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(発行価額1,394円)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

(略)

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「181,056,000」を「189,888,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「181,056,000」を「189,888,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) 3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

5. 仮条件(1,640円～1,800円)の平均価格(1,720円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は412,800,000円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額(円)」の欄：「未定(注)2」を「1,394」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、1,640円以上1,800円以下の価格といたします。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成31年2月14日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額(1,394円)及び平成31年2月14日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

8. 引受価額が会社法上の払込金額(1,394円)を下回る場合は本募集を中止いたします。

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受株式数(株)」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「S M B C日興証券株式会社207,000、株式会社S B I証券9,900、マネックス証券株式会社6,600、楽天証券株式会社6,600、松井証券株式会社3,300、いちよし証券株式会社3,300、エース証券株式会社3,300」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(平成31年2月14日)に元引受契約を締結する予定であります。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(注) 1. の全文削除及び 2. 3. の番号変更

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「362,112,000」を「379,776,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「356,112,000」を「373,776,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(1,640円～1,800円)の平均価格(1,720円)を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額373,776千円に、本第三者割当増資の手取概算額上限78,054千円を合わせた、手取概算額合計上限451,830千円については、当社の認知度向上及び集客のための広告宣伝費に222,250千円、事業拡大のための人件費に208,240千円充当し、残額につきましては、平成33年2月期の広告宣伝費に充当する予定であります。具体的には以下の通りであります。

- ① 当社の認知度向上やサービス提供エリアの拡大を見据えた集客のためのウェブマーケティング費用、TVCMや雑誌等のメディアに係る広告宣伝費として、平成32年2月期222,250千円を充当する予定であります。
- ② 当社の事業拡大において、安定的な受注の獲得および管理体制の強化を図るためには、人材の確保が必要不可欠であるため、講師人材等の確保のための人件費等として平成32年2月期に113,410千円、平成33年2月期に94,830千円を充当する予定であります。

また、上記調達資金は、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「147,600,000」を「154,800,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「147,600,000」を「154,800,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 5に記載した振替機関と同一であります。

7. 売出価額の総額は、仮条件(1,640円～1,800円)の平均価格(1,720円)で算出した見込額であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「81,180,000」を「85,140,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「81,180,000」を「85,140,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 5に記載した振替機関と同一であります。

5. 売出価額の総額は、仮条件(1,640円～1,800円)の平均価格(1,720円)で算出した見込額であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

3 第三者割当増資について

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のSMBC日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が平成31年1月16日及び平成31年2月5日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 49,500株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき1,394円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。(注)
(4)	払込期日	平成31年3月27日(水)

(注) 割当価格は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の本募集における引受価額と同一とし、平成31年2月14日に決定します。

(注) 1. の全文及び2. の番号削除

4 ロックアップについて

(省略)

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日(当日を含む)後180日目の平成31年8月20日までの期間中は、継続して所有する旨の書面を差し入れております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

5 当社指定販売先への売付け(親引け)について

当社が引受人に対し、売付けることを要請している指定販売先(親引け先)の状況等については以下のとおりであります。

(1) 親引け先の状況等

a. 親引け先の概要	識学従業員持株会(理事長 八窪 八恵子) 東京都品川区西五反田七丁目9番2号
b. 当社と親引け先との関係	当社の従業員持株会であります。
c. 親引け先の選定理由	当社従業員の福利厚生を目的としております。
d. 親引けしようとする株式の数	未定(「第1 募集要項」における募集株式のうち、14,000株を上限として、平成31年2月14日(発行価格決定日)に決定される予定。)
e. 株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。
f. 払込みに要する資金等の状況	払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。
g. 親引け先の実態	当社の従業員で構成する従業員持株会であります。

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「4 ロックアップについて」をご参照ください。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、発行価格決定日(平成31年2月14日)に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式 数の割合 (%)	本募集及び引 受人の買取引 受による売出 し後の所有株 式数(株)	本募集及び引 受人の買取引 受による売出 し後の株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
安藤広大	東京都世田谷区	854,000	37.31	845,000	33.41
福富謙二	神奈川県鎌倉市	594,000	25.95	513,000	20.28
株式会社ARS	東京都世田谷区太子堂 三丁目31番10号	380,000	16.60	380,000	15.03
K&Pパートナーズ2号投 資事業有限責任組合	東京都千代田区内神田 一丁目2番1号	240,000	10.48	240,000	9.49
梶山啓介	東京都大田区	44,000 (44,000)	1.92 (1.92)	44,000 (44,000)	1.74 (1.74)
株式会社ベクトル	東京都港区赤坂四丁目 15番1号	28,000	1.22	28,000	1.11
Team Energy株式会社	大阪府大阪市中央区北 浜一丁目8番16号	22,000	0.96	22,000	0.87
株式会社五十畑	東京都文京区本駒込二 丁目15番6号	22,000	0.96	22,000	0.87
REGAIN GROUP株式会社	東京都港区芝公園一丁 目1番1号	22,000	0.96	22,000	0.87
株式会社チェンジ	東京都港区虎ノ門三丁 目17番1号	22,000	0.96	22,000	0.87
池浦良祐	埼玉県和光市	22,000 (22,000)	0.96 (0.96)	22,000 (22,000)	0.87 (0.87)
計	＝	2,250,000 (66,000)	98.30 (2.88)	2,160,000 (66,000)	85.41 (2.61)

(注) 1. 所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は、平成31年1月16日現在のものであります。

2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成31年1月16日現在の所有株式数及び株式総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引け(14,000株として算出)を勘案した場合の株式数及び割合になります。

3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

4. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成31年1月



SHIKIGAKU

株式会社 識 学

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式334,560千円(見込額)の募集及び株式147,600千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式81,180千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成31年1月16日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社識学

東京都品川区西五反田七丁目9番2号

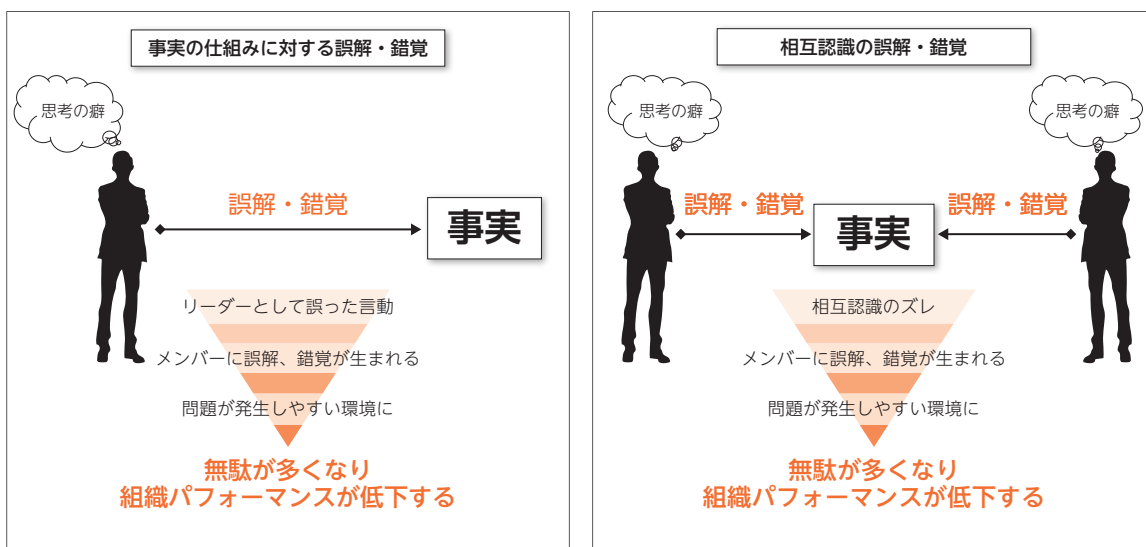
企業理念

識学を広める事で人々の持つ可能性を最大化する

① 識学とは

識学とは、ヒトの意識構造を分析し、行動を阻害する誤解や錯覚の発生原因を研究する当社が独自開発した理論です。ヒトの思考の癖から生じる誤解や錯覚は個人の行動の質及び量を低下させ、さらに、個人の集合である組織内で誤解や錯覚が複雑に絡まった結果、組織のパフォーマンスを低下させます。識学はこの誤解や錯覚の発生要因と解決策を体系化しており、組織に導入することでそのパフォーマンスを向上させます。

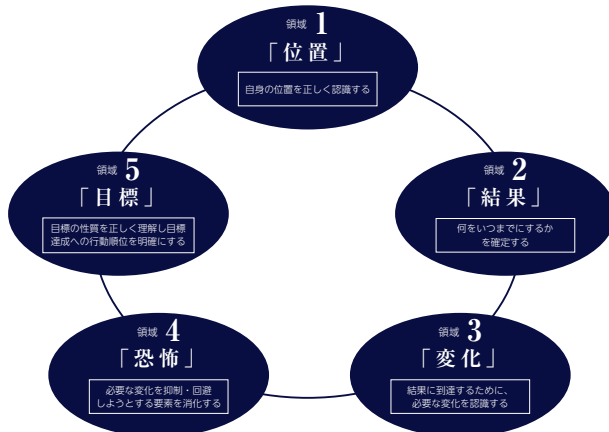
(組織パフォーマンスを低下させる誤解・錯覚)



ヒトの意識は、大きく5つの領域（位置、結果、変化、恐怖、目標）に分けることができると識学では考えています。ヒトはその5領域を認識した後、行動を起こしますが、いずれかの領域で、間違った認識が発生すると行動の質及び量にズレが発生します。

充実した環境を構築することも、個々人の能力向上を行うことも、それぞれの5領域を正しく認識する前提がなければ、十分な効果は発揮できず、状況によっては生産性を低下させることにもなりかねません。

(ヒトの意識に関する5つの領域)



(ビジネスにおける5つの領域事例)

位置
01. 自分がどこに位置しているかを正しく理解する(させる)ブロック ーここが不十分な組織はこのような事象が起きています。 ☑上司の指示したことをやっていない。 ☑上司が部下の作業を代わりにやる。
結果
02. 自分は何をなすべき存在かを正しく理解する(させる)ブロック ーここが不十分な組織はこのような事象が起きています。 ☑昇進(評価)が上司の感覚で決められていると周囲が感じている。 ☑残業が多い。
変化
03. 変化する事の本質を正しく理解する(させる)ブロック ーここが不十分な組織はこのような事象が起きています。 ☑人事異動や組織再編(規模問わず)の頻度が多い。 ☑変化するかどうかを個に委ねている。
恐怖
04. 必要な恐怖を受け止め、不必要な恐怖を消化するブロック ーここが不十分な組織はこのような事象が起きています。 ☑雰囲気はいいけど、結果が伴わない。 ☑会議や報告などの機会を回避(延期)する。
目標
05. 目標の質を上げることで、行動の質を上げるブロック ーここが不十分な組織はこのような事象が起きています。 ☑上司と部下の目標達成している感覚が異なる。 ☑自分なりに頑張っているからいいという感覚を持っている。

② 識学及び当社事業の特徴

当社は、識学の原理を日々の組織運営に適用可能とするプログラムの開発及びその提供によって、様々な組織のパフォーマンスの向上に寄与すると考えております。識学及び当社の事業は以下の特徴を有しております。

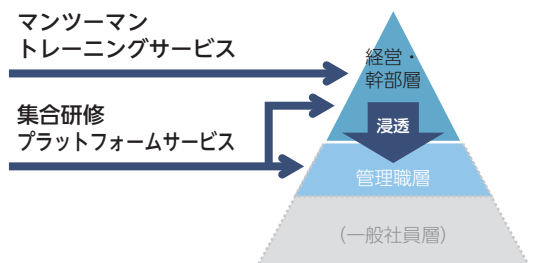
(1) 様々な組織に適用可能であると考えられる識学の汎用性の高さ

識学はヒトが行動する際の意識構造に着目している理論であるため、汎用性が高く、様々な組織に適用可能であると考えております。そのため、顧客獲得にあたって、組織規模、業種等によってプログラムを大幅に改変する必要がありません。



(2) 顧客ニーズを深耕するサービス展開によるリピート獲得

当社のサービスはそれぞれが独立しており、個別に導入可能となっていますが、組織の生産性向上をさらに加速するため経営者へのマンツーマントレーニングを入り口として、組織幹部、管理者層、新入社員と、複数回のサービス提供を必要とする顧客が多いこと、人事異動のタイミングで定期的なサービス提供を行うケースがあること、によってリピート顧客を獲得しております。更に、ウェブによるプラットフォームサービスによって顧客との接点を増やすことによって中長期的な取引関係の構築を図っております。



(3) 識学に基づく自社の効率的な経営及び講師育成

当社は、当社自身も識学に基づく経営を実践し、日々、生産性を高める事業運営を行っております。講師を短期間で育成するノウハウの蓄積も進んでおり、採用された講師候補者が当社内で講師認定され、一定品質のサービス提供が可能となるまでの期間は平均3か月であり、当社の特徴である高い利益率（第3期売上高経常利益率9.18%。中小企業の平成28年度売上高経常利益率3.50%（中小企業庁調べ））の源泉となっております。

(4) 自社でサービス開発を実施

ヒトの意識構造まで掘り下げているため識学それ自体は抽象度が高く、基礎理論だけでは日常の組織運営に適用することは困難です。当社は自社で識学を日常組織運営に適用可能とするプログラムを開発することで組織の生産性を改善するサービスを提供しております。

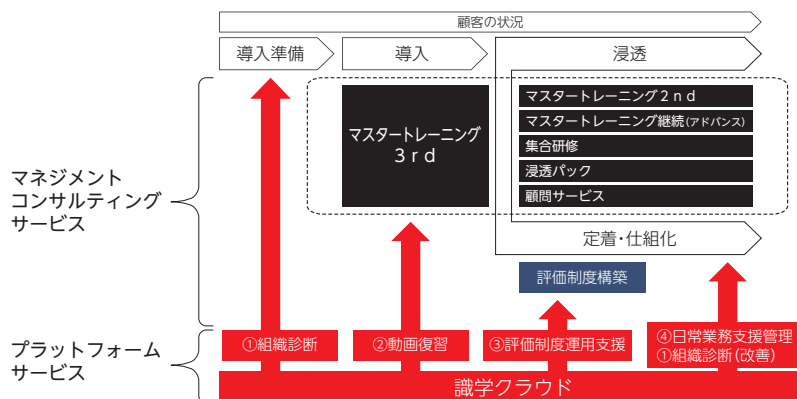
(5) 識学の独自性と一貫したロジックによる集客下地の醸成

識学は自社開発の独自の理論であり、従来の個人のやる気を重視する手法とは逆のアプローチ手法です。このため、当社の広告や口コミは潜在顧客に強いインプレッションを与えています。また、識学は抽象度、汎用性が高いため、多くの人が漠然とではあっても、自己に適用した場合のイメージを描きやすいという特徴があります。ウェブ広告、顧客からの紹介及び代理店紹介のすべての販売チャネルで、識学の独自性、事例紹介の提示によって潜在顧客への印象づけを重ねていくことで、集客の下地を醸成しております。

③ 当社の事業内容

当社の事業は、当社が独自開発した意識構造に着目した「識学」を基幹理論として、組織の生産性向上のための現状把握、改善及びその定着サービスを提供する組織コンサルティング事業であります。同コンサルティング事業には、マネジメントコンサルティングサービス及びプラットフォームサービスがあり、これらのサービスの関係性を図で示すと下図のとおりとなります。

なお、当社は組織コンサルティング事業の単一セグメントであり、セグメント情報を記載していないため、主要なサービス内容について記載しております。



(1) マネジメントコンサルティングサービス

マネジメントコンサルティングサービスは、マンツーマントレーニングであるマスタートレーニングを始めとした識学に基づく組織運営を導入・浸透させ、組織の生産性を上げるサービスです。主なマネジメントコンサルティングサービスは次頁のとおりです。

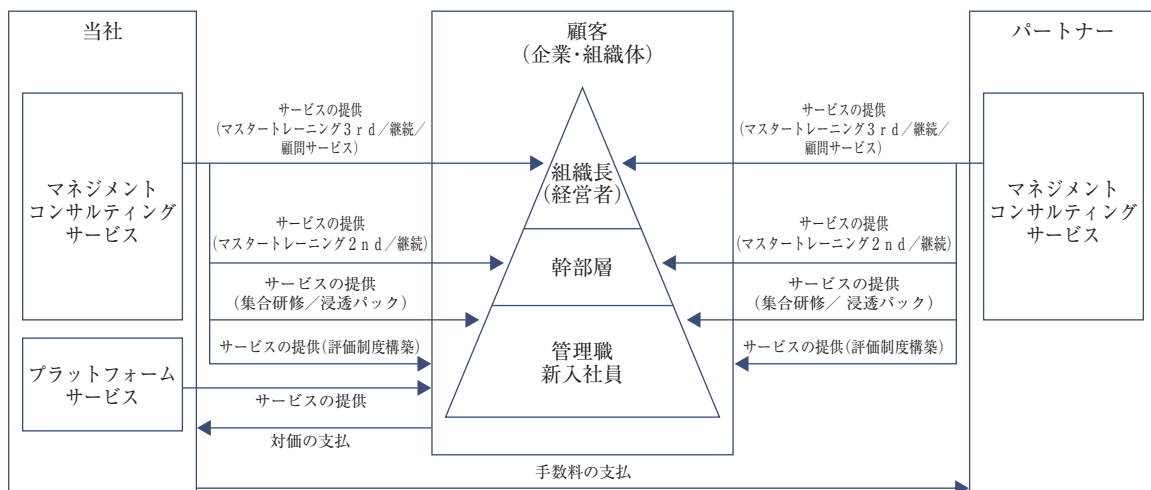
サービス	サービス名	期待される効果	サービス提供形式
マネジメント コンサルティング サービス	マスタートレーニング 3rd（組織長（経営者） 向け）	組織長に識学を導入し、生産性の高い組織運営を実現する。	3か月間、全12回、1回1時間程度のマンツーマントレーニングにより、知識習得及び課題を設定し行動変化を追跡する。
	マスタートレーニング 2nd（組織幹部向け）	組織長以下の幹部層に識学を浸透させ、生産性の高い組織運営を実現する。	2.5か月間、全10回、1回1時間程度のマンツーマントレーニングにより、知識習得及び課題を設定し行動変化を追跡する。
	マスタートレーニング継続 （アドバンス）	マスタートレーニング修了後の受講者を対象とし、時間の経過により行動が元に戻ってしまうことを防ぎ、識学実践の質を維持する。	回数を決めて、毎月1回1時間～2時間程度のマンツーマントレーニングを行う。
	集合研修	管理職、新入社員への階層別集合型研修で、識学を組織に浸透させ、生産性の高い組織運営を実現する。	講義及びワークショップ形式での研修を行う。
	浸透パック	管理職に識学の理解を促すことで、組織への浸透および定着化を図り、継続的に生産性の高い組織運営を実現する。	動画学習及び集合型の講義形式（全6回）でトレーニングを行う
	評価制度構築	評価制度を構築し、識学を組織に定着・仕組化する。評価の対象を結果にフォーカスし評価制度で起こりがちな上司と部下との評価のズレをなくし、自走する組織へ変化させる。	評価制度構築についてコンサルティングを実施する。
	顧問サービス	マスタートレーニング受講者かつ経営者向けの組織運営に関する課題や相談をお受けし、個別事象を解消するサービス。	定期的な訪問（月1回または2回）を行い、マンツーマンで組織運営に関する悩みや相談を受けて解決を図る。

（２）プラットフォームサービス

プラットフォームサービスとは、ウェブ上で顧客の識学実践を支援するクラウドサービスです。主なプラットフォームサービスは以下のとおりです。

サービス	サービス名	サービス内容
プラットフォーム サービス	識学クラウド組織診断	組織の状態を診断するサービスです。識学クラウド組織診断では、顧客の組織構成員（非経営・幹部層）に対してウェブ上でアンケートを実施します。そのアンケート結果で、組織の一員として生産性高く業務に取り組める状態かどうか等の現在の状態を把握します。
	識学クラウド動画復習	マスタートレーニングでお伝えする理論をウェブ上の動画で復習することができます。識学理論の理解度を維持することが可能です。
	識学クラウド評価制度運用支援	主に、評価制度構築サービスの後、制度の実践運用を支援するサービスです。
	識学クラウド日常業務支援	日常のマネジメントの補助ツール（タスク管理）を提供するサービスです。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりです。



（注）パートナーとは、当社とパートナー契約を締結した企業の役職員が識学の講師となり、識学サービスを提供する企業のことを指します。

また、識学メソッドと従来の一般的な研修との主な違いは以下のとおりです。

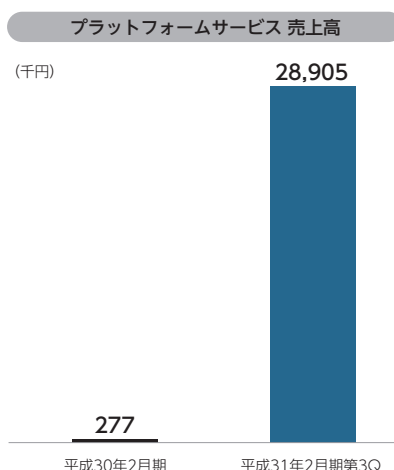
識学メソッド		一般的な研修
経営陣・幹部層がメイン	研修対象	一般社員層がメイン
従業員の“未来”にコミット	対策ポイント	従業員の“今”のストレス解消
マンツーマン	スタイル	集団
マネジメントの対象外	従業員モチベーション向上の取組み	重要
評価の対象外	努力の評価	重要
遠い距離感を推奨	現場との距離感	近い距離感を推奨

④ 対処すべき課題及び今後の展開

(1) プラットフォームサービスの拡大による収益基盤の強化

プラットフォームサービスは、ウェブ上で顧客の識学実践を支援するクラウドサービスです（平成30年11月末時点の導入実績は122社）。

本サービスはストック型のビジネスモデルであり、同サービスを拡大していくことによって、収益基盤の強化に繋がると認識しております。



(2) 顧客層の拡大及び顧客ニーズに対応したサービスの開発・拡充

当社は外部環境の変化や市場ニーズと真摯に向き合い、顧客層の拡大及び顧客ニーズに応えられるサービスの開発・拡充を図ってまいります。

識学メソッドの広がり	
企業での活用機会の拡大	エリア拡大（全国展開）
	大規模企業への導入促進
	M&A・事業承継等、企業経営転換時における識学の活用
企業以外の組織での活用	スポーツチーム、教育機関、病院、家庭への拡大
個人での活用	ビジネススクール形式での展開

業績等の推移

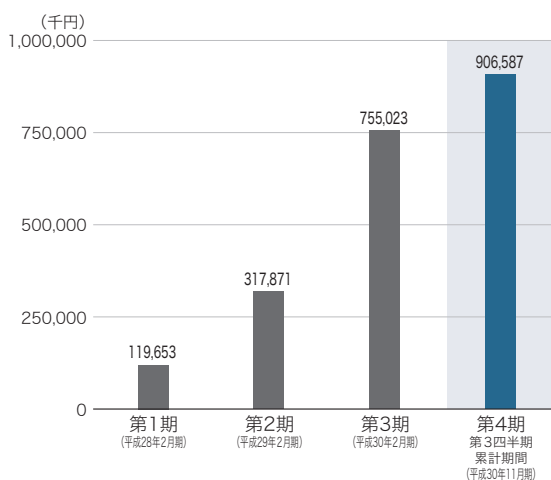
主要な経営指標等の推移

回次		第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期 第 3 四半期
決算年月		平成28年 2 月	平成29年 2 月	平成30年 2 月	平成30年11月
売上高	(千円)	119,653	317,871	755,023	906,587
経常利益又は経常損失 (△)	(千円)	3,039	△7,548	69,320	202,268
当期 (四半期) 純利益又は当期純損失 (△)	(千円)	1,880	△6,682	42,255	126,735
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—	—	—
資本金	(千円)	500	25,500	25,500	25,500
発行済株式総数	(株)	10	1,100	1,100	2,200,000
純資産額	(千円)	2,380	45,697	76,953	259,788
総資産額	(千円)	29,303	172,623	370,603	565,520
1 株当たり純資産額	(円)	238,030.00	20.77	35.69	—
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額)	(円)	—	—	—	—
1 株当たり当期 (四半期) 純利益金額又は 1 株当たり当期純損失金額 (△)	(円)	188,030.00	△3.34	19.46	57.84
潜在株式調整後 1 株当たり当期 (四半期) 純利益金額	(円)	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	8.12	26.47	20.76	45.9
自己資本利益率	(%)	130.56	—	68.90	—
株価収益率	(倍)	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	22,316	178,156	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	△13,354	△20,343	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	111,884	△10,731	—
現金及び現金同等物の期末 (四半期末) 残高	(千円)	—	126,858	273,940	—
従業員数	(人)	4	14	32	40

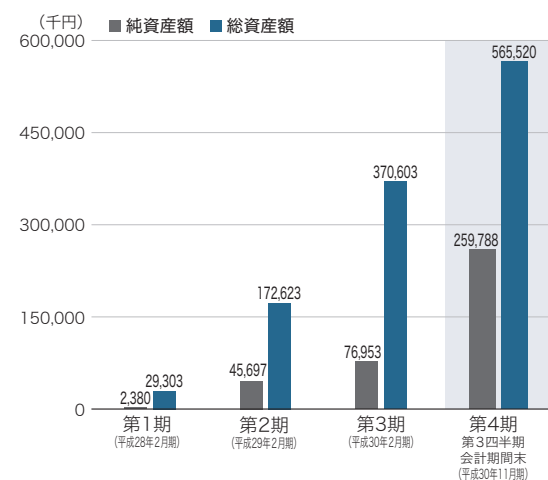
- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 消費税等の会計処理については、第 3 期より課税事業者になったことを契機に税抜方式を採用したため、第 3 期及び第 4 期第 3 四半期の売上高には消費税等は含まれておりません。第 1 期及び第 2 期については、税込方式を採用しているため、売上高には消費税等が含まれております。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため、記載しておりません。
4. 1 株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
5. 潜在株式調整後 1 株当たり当期 (四半期) 純利益金額については、第 1 期については潜在株式が存在しないため、第 2 期については潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1 株当たり当期純損失金額であるため、第 3 期及び第 4 期第 3 四半期については潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
6. 第 2 期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
7. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
8. 第 1 期は、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
9. 従業員数は就業人員であります。なお、臨時従業員数はその総数が従業員の 100 分の 10 未満であるため記載を省略しております。
10. 第 2 期については、積極的な広告宣伝及び外注等を含めた新規顧客開拓に対して投資を行っていたため、経常損失及び当期純損失を計上しております。
11. 当社は平成 27 年 3 月 5 日設立のため、第 1 期は平成 27 年 3 月 5 日から平成 28 年 2 月 29 日となっております。
12. 第 2 期及び第 3 期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)に基づき作成しており、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、EY 新日本有限責任監査法人により監査を受けております。また、第 4 期第 3 四半期の四半期財務諸表については、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成 19 年内閣府令第 63 号)に基づき作成しており、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、EY 新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。なお、第 1 期の財務諸表については、「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)に基づき算出した各数値を記載しておりますが、当該各数値については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。
13. 当社は、平成 28 年 9 月 16 日付で普通株式 1 株につき 100 株、平成 30 年 11 月 3 日付で普通株式 1 株につき 2,000 株の株式分割を行っておりますが、第 2 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期 (四半期) 純利益金額又は 1 株当たり当期純損失金額を算定しております。
14. 当社は、平成 28 年 9 月 16 日付で普通株式 1 株につき普通株式 100 株、平成 30 年 11 月 3 日付で普通株式 1 株につき普通株式 2,000 株の割合で株式分割を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人 (現 日本取引所自主規制法人) の引受担当者宛通知「[新規上場申請のための有価証券報告書 (I の部)] の作成上の留意点について」(平成 24 年 8 月 21 日付東証上審第 133 号) に基づき、第 1 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の 1 株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第 1 期の数値 (1 株当たり配当額についてはすべての数値) については、EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次		第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期 第 3 四半期
決算年月		平成28年 2 月	平成29年 2 月	平成30年 2 月	平成30年11月
1 株当たり純資産額	(円)	1.19	20.77	35.69	—
1 株当たり当期 (四半期) 純利益金額又は 1 株当たり当期純損失金額 (△)	(円)	0.94	△3.34	19.46	57.84
潜在株式調整後 1 株当たり当期 (四半期) 純利益金額	(円)	—	—	—	—
1 株当たり配当額 (うち 1 株当たり中間配当額)	(円)	—	—	—	—

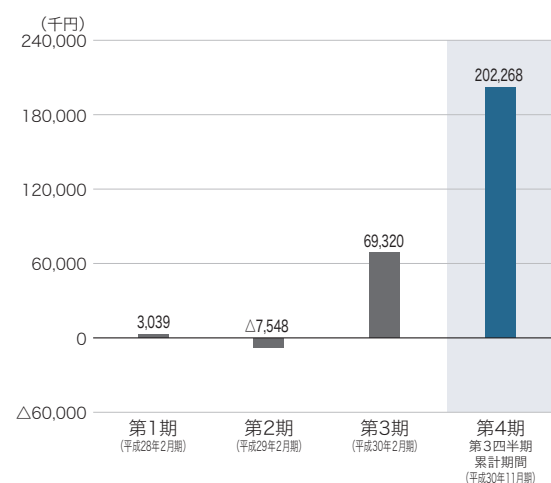
売上高



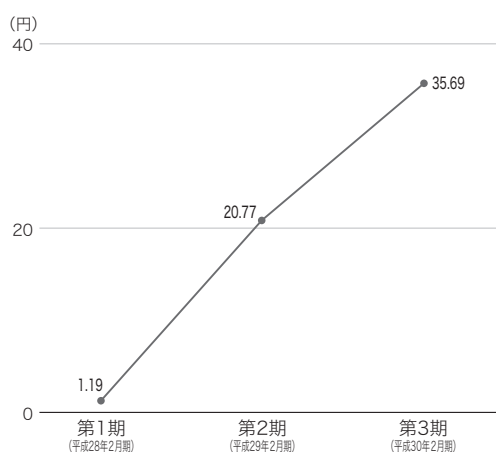
純資産額／総資産額



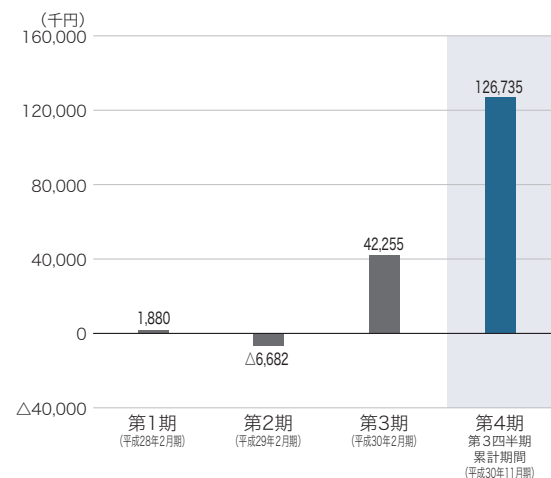
経常利益又は経常損失 (△)



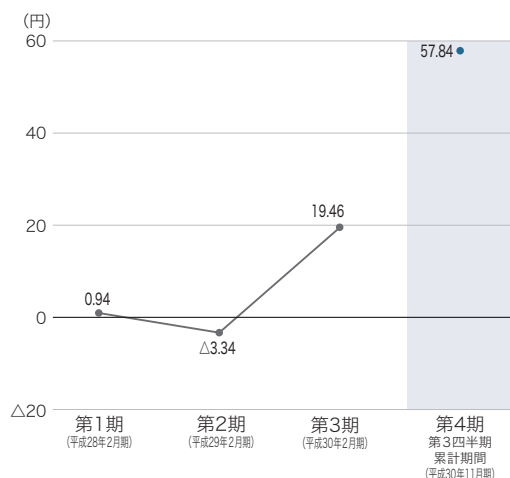
1株当たり純資産額



当期（四半期）純利益又は当期純損失 (△)



1株当たり当期（四半期）純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△)



(注) 当社は、平成28年9月16日付で普通株式1株につき100株、平成30年11月3日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っております。上記「1株当たり純資産額」「1株当たり当期（四半期）純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△)」の各グラフでは、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

目次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	6
第2 【売出要項】	7
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	7
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	8
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	9
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	10
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	11
第二部 【企業情報】	13
第1 【企業の概況】	13
1 【主要な経営指標等の推移】	13
2 【沿革】	15
3 【事業の内容】	16
4 【関係会社の状況】	22
5 【従業員の状況】	22
第2 【事業の状況】	23
1 【業績等の概要】	23
2 【生産、受注及び販売の状況】	25
3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	26
4 【事業等のリスク】	29
5 【経営上の重要な契約等】	32
6 【研究開発活動】	32
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	33
第3 【設備の状況】	37
1 【設備投資等の概要】	37
2 【主要な設備の状況】	37
3 【設備の新設、除却等の計画】(平成30年11月30日現在)	37

第4	【提出会社の状況】	38
1	【株式等の状況】	38
2	【自己株式の取得等の状況】	45
3	【配当政策】	46
4	【株価の推移】	46
5	【役員の状況】	47
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	49
第5	【経理の状況】	56
1	【財務諸表等】	57
第6	【提出会社の株式事務の概要】	95
第7	【提出会社の参考情報】	96
1	【提出会社の親会社等の情報】	96
2	【その他の参考情報】	96
第四部	【株式公開情報】	97
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	97
第2	【第三者割当等の概況】	99
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	99
2	【取得者の概況】	101
3	【取得者の株式等の移動状況】	102
第3	【株主の状況】	103
	監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書		
【提出先】	関東財務局長		
【提出日】	平成31年1月16日		
【会社名】	株式会社識学		
【英訳名】	SHIKIGAKU, C o . , L t d .		
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 安藤 広大		
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田七丁目9番2号 KDX五反田ビル4F		
【電話番号】	03-6821-7560（代表）		
【事務連絡者氏名】	取締役経営推進部長 池浦 良祐		
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田七丁目9番2号 KDX五反田ビル4F		
【電話番号】	03-6821-7560（代表）		
【事務連絡者氏名】	取締役経営推進部長 池浦 良祐		
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式		
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額		
	ブックビルディング方式による募集		334,560,000円
	売出金額		
	(引受人の買取引受による売出し)		
	ブックビルディング方式による売出し		147,600,000円
	(オーバーアロットメントによる売出し)		
	ブックビルディング方式による売出し		81,180,000円
	(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。		
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。		

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	240,000(注)2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株であります。

(注) 1. 平成31年1月16日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、平成31年2月5日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 「第1 募集要項」に記載の募集(以下「本募集」という。)及び本募集と同時に行われる後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)に伴い、その需要状況等を勘案し、49,500株を上限として、SMB C日興証券株式会社が当社株主である安藤広大(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

これに関連して、当社は、平成31年1月16日開催の取締役会において、本募集及び引受人の買取引受による売出しとは別に、SMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式49,500株の新規発行(以下「本第三者割当増資」という。)を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照ください。

4. 当社は、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)に対し、上記発行数のうち、取得金額23,000千円に相当する株式数を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請する予定であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含みます。)であります。

5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照ください。

6. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【募集の方法】

平成31年2月14日に決定される予定の引受価額にて、引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。引受価額は平成31年2月5日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額(発行価額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	240,000	334,560,000	181,056,000
計(総発行株式)	240,000	334,560,000	181,056,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。また、平成31年1月16日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、平成31年2月14日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,640円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は393,600,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行 価格 (円)	引受 価額 (円)	払込 金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成31年2月15日(金) 至 平成31年2月20日(水)	未定 (注) 4	平成31年2月21日(木)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成31年2月5日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成31年2月14日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成31年2月5日開催予定の取締役会において決定します。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び平成31年2月14日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方法」に記載の発行数で除した金額とし、平成31年2月14日に決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。なお、申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成31年2月22日(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに先立ち、平成31年2月6日から平成31年2月13日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店	東京都渋谷区道玄坂一丁目7番4号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
株式会社S B I 証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号		
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地		
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号		
計	—	240,000	—

(注) 1. 各引受人の引受株式数は、平成31年2月5日に決定する予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(平成31年2月14日)に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
362,112,000	6,000,000	356,112,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,640円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額356,112千円に、本第三者割当増資の手取概算額上限74,424千円を合わせた、手取概算額合計上限430,536千円については、当社の認知度向上及び集客のための広告宣伝費に222,250千円、事業拡大のための人件費に208,240千円充当し、残額につきましては、平成33年2月期の広告宣伝費に充当する予定であります。具体的には以下の通りであります。

- ① 当社の認知度向上やサービス提供エリアの拡大を見据えた集客のためのウェブマーケティング費用、TVCMや雑誌等のメディアに係る広告宣伝費として、平成32年2月期222,250千円を充当する予定であります。
- ② 当社の事業拡大において、安定的な受注の獲得および管理体制の強化を図るためには、人材の確保が必要不可欠であるため、講師人材等の確保のための人件費等として平成32年2月期に113,410千円、平成33年2月期に94,830千円を充当する予定であります。

また、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成31年2月14日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	90,000	147,600,000	神奈川県鎌倉市 福富 謙二 81,000株
				東京都世田谷区 安藤 広大 9,000株
計(総売出株式)	—	90,000	147,600,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
2. 本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出数等については今後変更される可能性があります。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案しオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照ください。
6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)6に記載した振替機関と同一であります。
7. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,640円)で算出した見込額であります。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売 出 価 格 (円)	引 受 価 額 (円)	申 込 期 間	申 込 株 数 単 位 (株)	申 込 証 拠 金 (円)	申 込 受 付 場 所	引 受 人 の 住 所 及 び 氏 名 又 は 名 称	元 引 受 契 約 の 内 容
未 定 (注) 1 (注) 2	未 定 (注) 2	自 平成31年 2月15日(金) 至 平成31年 2月20日(水)	100	未 定 (注) 2	引受人の本店 及び全国各支 店	東京都千代田区丸の内三丁目 3番1号 S M B C 日興証券株式会社	未 定 (注) 3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。
2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売
出価格決定日(平成31年2月14日)に決定する予定であります。なお、元引受契約においては、引受手数料は
支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構
の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行う
ことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)
7に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	49,500	81,180,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式会社
計(総売出株式)	—	49,500	81,180,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した上で行われる、S M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)6に記載した振替機関と同一であります。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,640円)で算出した見込額であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注) 1	自 平成31年 2月15日(金) 至 平成31年 2月20日(水)	100	未定 (注) 1	SMB C日興証券 株式会社の本店及 び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. SMB C日興証券株式会社の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は前記「第1 募集要項」における募集株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、SMB C日興証券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、49,500株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社はSMB C日興証券株式会社に對して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシュエオプション」という。）を、平成31年3月22日行使期限として付与します。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から平成31年3月22日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエオプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMB C日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、平成31年2月14日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMB C日興証券株式会社はグリーンシュエオプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3 第三者割当増資について

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のSMB C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が平成31年1月16日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 49,500株
(2)	募集株式の払込金額	未定(注)1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。(注)2
(4)	払込期日	平成31年3月27日(水)

- (注) 1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、1株につき、前記「第1 募集要項 3募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の本募集における払込金額(会社法上の払込金額)と同一とし、平成31年2月5日開催予定の取締役会において決定します。
2. 割当価格は、1株につき、前記「第1 募集要項 3募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の本募集における引受価額と同一とし、平成31年2月14日に決定します。

4 ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人かつ売出人である安藤広大、売出人である福富謙二、当社株主である株式会社ARS、Team Energy株式会社、株式会社五十畑、REGAIN GROUP株式会社、及び株式会社チェンジ並びに当社役員かつ新株予約権者である梶山啓介及び池浦良祐は、SMB C日興証券株式会社(以下「主幹事会社」という。)に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して180日目の平成31年8月20日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)の売却等を行わない旨を約束しております。

当社株主であるK&Pパートナーズ2号投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して90日目の平成31年5月22日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)の売却等(ただし、その売却価格が募集における発行価格又は売出しにおける売価の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。)を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社に対し、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して180日目の平成31年8月20日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却(本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割による新株式発行等及びストック・オプション等に係る新株予約権の発行を除く。)を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

第二部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第 1 期	第 2 期	第 3 期
決算年月	平成28年 2 月	平成29年 2 月	平成30年 2 月
売上高 (千円)	119,653	317,871	755,023
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	3,039	△7,548	69,320
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	1,880	△6,682	42,255
持分法を適用した場合 の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	500	25,500	25,500
発行済株式総数 (株)	10	1,100	1,100
純資産額 (千円)	2,380	45,697	76,953
総資産額 (千円)	29,303	172,623	370,603
1 株当たり純資産額 (円)	238,030.00	20.77	35.69
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間 配当額) (円)	—	—	—
1 株当たり当期純利益 金額又は 1 株当たり 当期純損失金額(△) (円)	188,030.00	△3.34	19.46
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	8.12	26.47	20.76
自己資本利益率 (%)	130.56	—	68.90
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	22,316	178,156
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	△13,354	△20,343
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	111,884	△10,731
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	—	126,858	273,940
従業員数 (人)	4	14	32

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 消費税等の会計処理については、第 3 期より課税事業者になったことを契機に税抜方式を採用したため、第 3 期の売上高には消費税等は含まれておりません。第 1 期及び第 2 期については、税込方式を採用しているため、売上高には消費税等が含まれております。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため、記載しておりません。
4. 1 株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。

5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第1期については潜在株式が存在しないため、第2期については潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失金額であるため、第3期については潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
6. 第2期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
7. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
8. 第1期は、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
9. 従業員数は就業人員であります。なお、臨時従業員数はその総数が従業員の100分の10未満であるため記載を省略しております。
10. 第2期については、積極的な広告宣伝及び外注等を含めた新規顧客開拓に対して投資を行っていたため、経常損失及び当期純損失を計上しております。
11. 当社は平成27年3月5日設立のため、第1期は平成27年3月5日から平成28年2月29日となっております。
12. 第2期及び第3期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。なお、第1期の財務諸表については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)に基づき算出した各数値を記載しておりますが、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくEY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。
13. 当社は、平成28年9月16日付で普通株式1株につき100株、平成30年11月3日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っておりますが、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。
14. 当社は、平成28年9月16日付で普通株式1株につき普通株式100株、平成30年11月3日付で普通株式1株につき普通株式2,000株の割合で株式分割を行っております。
 そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
 なお、第1期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第1期	第2期	第3期
決算年月	平成28年2月	平成29年2月	平成30年2月
1株当たり純資産額 (円)	1.19	20.77	35.69
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	0.94	△3.34	19.46
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—
1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額) (円)	—	—	—

2 【沿革】

当社は「識学を広める事で人々の持つ可能性を最大化する」という企業理念を掲げ、「意識構造に着目した独自の理論である『識学』(注1)をより多くの人に知り、活用頂くこと」を目的に、平成27年3月に「株式会社識学」を東京都渋谷区渋谷二丁目に設立いたしました。当社設立以降、現在までの沿革は次のとおりであります。

年月	概要
平成27年3月	東京都渋谷区渋谷二丁目に株式会社識学を設立(資本金500千円) マスタートレーニング2nd、3rd、集合研修(マネジメントコンサルティングサービス)を企業向けに提供開始
平成28年2月	東京都渋谷区東一丁目に本社を移転
平成28年10月	大阪府大阪市中央区に大阪支店を開設
平成29年2月	第三者割当増資により資本金が25,500千円に増加
平成29年3月	評価制度構築(マネジメントコンサルティングサービス)を提供開始
平成29年5月	マネジメントコンサルティングサービスをプロスポーツチーム等のスポーツ分野向けに提供開始
平成29年7月	識学クラウド組織診断(プラットフォームサービス)を提供開始
平成29年8月	東京都品川区西五反田に本社を移転
平成29年9月	福岡県福岡市博多区に福岡支店を開設
平成30年2月	識学クラウド動画復習(プラットフォームサービス)を提供開始
平成30年3月	識学クラウド評価制度運用支援(プラットフォームサービス)を提供開始 識学クラウド(プラットフォームサービス)有料契約の開始
平成30年5月	識学クラウド日常業務支援(プラットフォームサービス)を提供開始
平成30年6月	福岡県福岡市中央区に福岡支店を移転
平成30年8月	識学クラウドの組織診断機能を活用した事業承継やM&A領域向けサービス 組織デューデリジェンスサービス(プラットフォームサービス)を提供開始

(注1) 識学

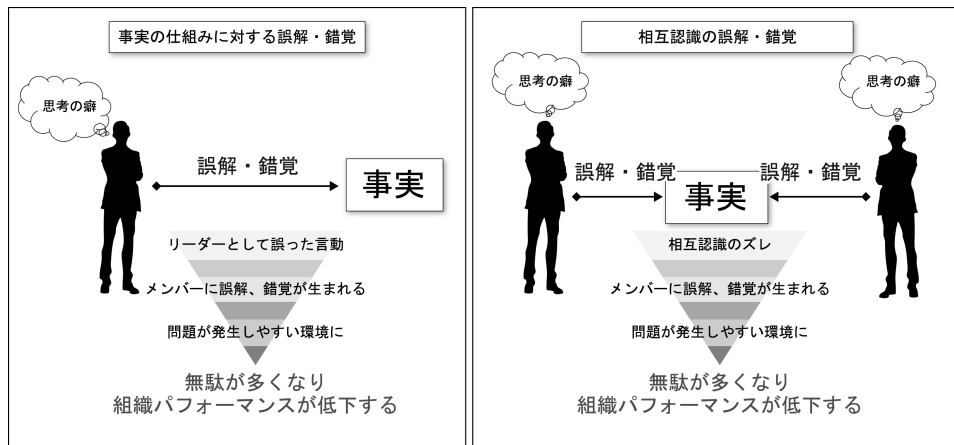
識学とは、ヒトの意識構造を分析し、行動を阻害する誤解や錯覚の発生原因を研究した、当社独自開発の理論をいいます。詳細については「第1企業の概況 3 事業の内容」をご参照ください。

3 【事業の内容】

はじめに

識学とは、ヒトの意識構造を分析し、行動を阻害する誤解や錯覚の発生原因を研究した、当社が独自開発した理論です。ヒトの思考の癖から生じる誤解や錯覚が個人の行動の質及び量を低下させ、さらに、個人の集合である組織内で誤解や錯覚が複雑に絡まった結果、組織のパフォーマンスを阻害します。識学はこの誤解や錯覚の発生要因と解決策を体系化しており、組織運営に活用することで組織の生産性を高めます。

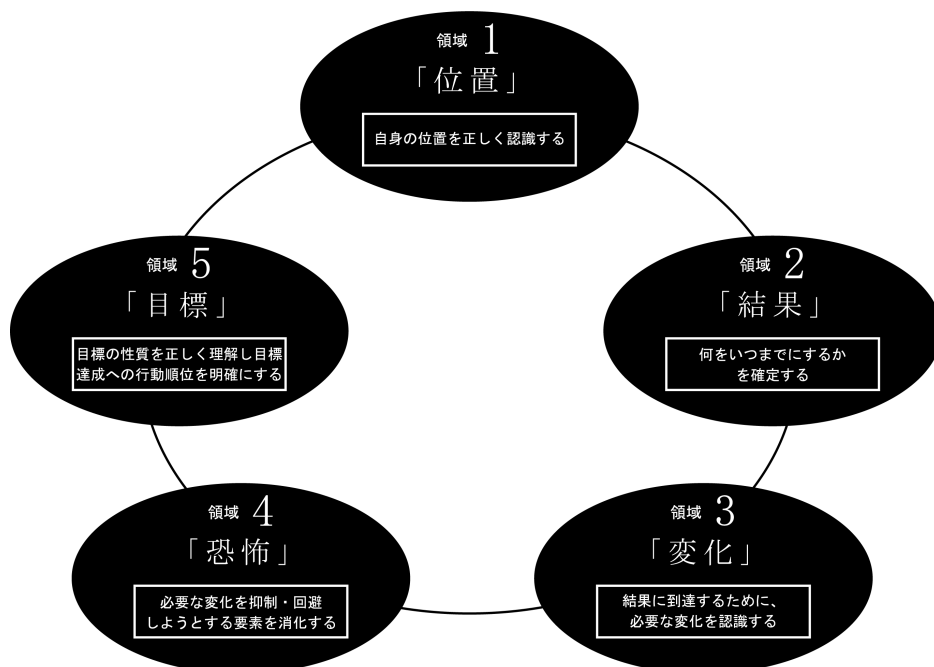
(組織パフォーマンスを低下させる誤解・錯覚)



ヒトの意識は、大きく5つの領域(位置、結果、変化、恐怖、目標)に分けることができると識学では考えています。そして、ヒトはその5領域を認識した後、行動を起こします。いずれかの領域で、間違った認識が発生すると行動の質及び量にズレが発生します。

充実した環境を構築することも、個々人の能力向上を行うことも、それぞれの5領域を正しく認識する前提がなければ、十分な効果は発揮できず、状況によっては生産性を阻害することにもなりかねません。

(ヒトの意識に関する5つの領域)



(ビジネスにおける5つの領域事例)

位置
01. <u>自分がどこに位置しているかを正しく理解する（させる）ブロック</u> — ここが不十分な組織はこのような事象が起きています。 ☒ <u>上司の指示したことをやっていない。</u> ☒ <u>上司が部下の作業を代わりにやる。</u>
結果
02. <u>自分は何をなすべき存在かを正しく理解する（させる）ブロック</u> — ここが不十分な組織はこのような事象が起きています。 ☒ <u>昇進（評価）が上司の感覚で決められていると周囲が感じている。</u> ☒ <u>残業が多い。</u>
変化
03. <u>変化する事の本質を正しく理解する（させる）ブロック</u> — ここが不十分な組織はこのような事象が起きています。 ☒ <u>人事異動や組織再編（規模問わず）の頻度が多い。</u> ☒ <u>変化するかどうかを個に委ねている。</u>
恐怖
04. <u>必要な恐怖を受け止め、不必要な恐怖を消化するブロック</u> — ここが不十分な組織はこのような事象が起きています。 ☒ <u>雰囲気はいいけど、結果が伴わない。</u> ☒ <u>会議や報告などの機会を回避（延期）する。</u>
目標
05. <u>目標の質を上げることで、行動の質を上げるブロック</u> — ここが不十分な組織はこのような事象が起きています。 ☒ <u>上司と部下の目標達成している感覚が異なる。</u> ☒ <u>自分なりに頑張っているからいいという感覚を持っている。</u>

(識学メソッドと一般的な研修の対比)

識学メソッド		一般的な研修
経営陣・幹部層がメイン	研修対象	一般社員層がメイン
従業員の“未来”にコミット	対策ポイント	従業員の“今”のストレス解消
マンツーマン	スタイル	集団
マネジメントの対象外	従業員モチベーション向上の取組み	重要
評価の対象外	努力の評価	重要
遠い距離感を推奨	現場との距離感	近い距離感を推奨

事業の特徴

当社は、識学の原理に基づき、抽象度の高い知見から日々の組織運営に適用可能な形に開発したサービスを展開し、さまざまな組織の生産性の向上に寄与すると考えております。当社の事業は以下の特徴を有しております。

(1) さまざまな組織に適用可能であると考えられる識学の汎用性の高さ

識学はヒトが行動する際の意識構造を研究している理論であるため、汎用性が高く、さまざまな組織に適用可能であると考えております。そのため、顧客獲得にあたり、さまざまな組織規模・多業種の企業への適用がサービスの大幅な改変なく可能であると考えております。これまでの実績では、顧客は成長企業を中心に、プロスポーツチームや大学の部活等のスポーツ分野、歯科医院・整骨院などの小規模事業者から大企業におよびますが、内容の大幅な調整・変更を必要とせず展開を行っております。

(2) 顧客ニーズを深耕するサービス展開によるリピート獲得

当社サービスはそれぞれ独立して導入可能な単発のサービスながら、組織の生産性向上をさらに加速するため経営者へのマンツーマントレーニングを入り口として、組織幹部、管理者層、新入社員と、複数回のサービス提供を必要とする顧客が多く、リピート獲得に繋がっております。人事異動のタイミングで定期的なサービス提供を行うケースもあります。また、評価制度構築サービスによる識学の定着・仕組化やウェブによるプラットフォームサービスによる顧客接点の増加で、中長期的な取引関係構築・収益貢献を実現しております。

(3) 識学に基づく自社の効率的な経営及び講師育成

当社は、当社自身も識学に基づく経営を実践し、日々生産性を高める事業運営を行っております。採用された講師候補者が講師認定され、一定の品質のサービス提供ができるまでにかかる期間は平均3か月程度の実績であり、当社の特徴である高い利益率(第3期売上高経常利益率9.18%。中小企業の平成28年度売上高経常利益率3.50%(中小企業庁調べ))の源泉となっております。また、結果にフォーカスする評価体系を構築し、従業員へ成長の場を提供することで、講師の離脱防止を行っております。具体的には、組織メンバーの責任と権限の範囲を明確にし、権限の範囲内で自らの創意工夫により施策を実行することができ、自己決定感、成長感、達成感等の内発的動機(注1)が自己発生する体制を構築しております。さらに、その結果を報酬に反映させることで、内発的動機と外発的動機(注2)が一致する制度を運用しております。

(注1) 内発的動機とは、好奇心や関心によってもたらされる動機を指します。

(注2) 外発的動機とは、義務、賞罰、強制などによってもたらされる動機を指します。

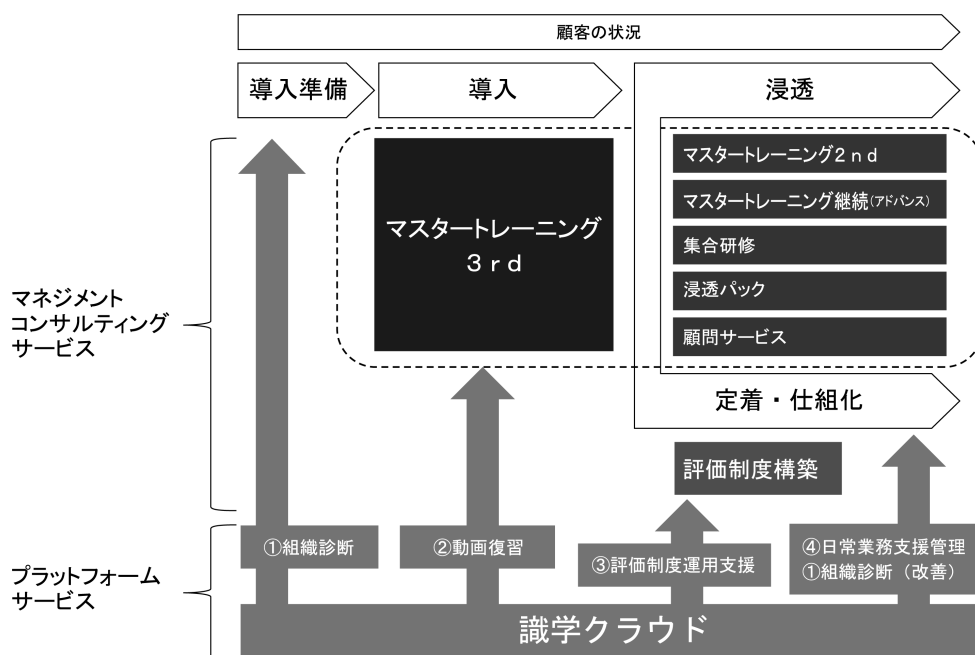
(4) 自社でサービス開発を実施

ヒトの意識構造まで掘り下げているため識学それ自体は抽象度が高く、基礎理論だけでは日常の組織運営に適用することは困難です。当社は自社で識学を日常組織運営に適用可能とするプログラムを開発することで組織の生産性を改善するサービスを提供しております。

(5) 識学の独自性と一貫したロジックによる集客下地の醸成

識学は自社開発の独自の理論であり、従来の個人のやる気を重視する手法とは逆のアプローチ手法です。このため、当社の広告やロコミは潜在顧客に強いインプレッションを与えています。また、識学は抽象度、汎用性が高いため、多くの人が漠然とはあっても、自己に適用した場合のイメージを描きやすいという特徴があります。ウェブ広告、顧客からの紹介及び代理店紹介のすべての販売チャネルで、識学の独自性、事例紹介の提示によって潜在顧客への印象づけを重ねていくことで、集客の下地を醸成しております。

当社ではこのような事業の特徴を活かし、マネジメントコンサルティングサービス及びプラットフォームサービスを提供しており、これらのサービスの関係性を図で示すと以下のとおりです。なお、当社は組織コンサルティング事業の単一セグメントであり、セグメント情報を記載していないため、主要なサービス内容について記載しております。



(1) マネジメントコンサルティングサービス

マネジメントコンサルティングサービスとは、マンツーマントレーニングであるマスタートレーニングを始めとした識学に基づく組織運営を導入・浸透させ、組織の生産性を上げるサービスであります。主なマネジメントコンサルティングサービスは以下のとおりであります。

① マスタートレーニング 3rd

組織長(経営者)に対して識学を導入し、生産性の高い組織運営を実現するサービスです。マスタートレーニング 3rd では、当社の講師が3か月間(全12回)、1回1時間程度のマンツーマントレーニングを行い、トレーニングの期間中、知識習得及び課題を設定し行動変化を追跡します。当社のマスタートレーニングでは、当社が独自開発した識学のフレームワークを用いて、課題の実践や行動を通じてポイントを習得していきます。組織の生産性を高めるために、ヒトの意識構造を理解し、実際に組織経営を変化させるまで順を追ったカリキュラムになります。

② マスタートレーニング2nd

組織長以下の幹部層に対して識学を導入し、生産性の高い組織運営を実現するサービスです。マスタートレーニング2ndでは、当社の講師が2.5か月間(全10回)、1回1時間程度のマンツーマントレーニングを行い、トレーニングの期間中、知識習得及び課題を設定し行動変化を追跡します。

③ マスタートレーニング継続(アドバンス)

マスタートレーニング修了後の受講者に対して提供するサービスです。マスタートレーニング継続では、当社の講師が毎月1回1～2時間程度のマンツーマントレーニングを行い、時間の経過により行動が元に戻ってしまうことを防ぎ、識学実践の質を維持します。

④ 集合研修

管理職、新入社員等への階層別集合型研修により、識学を組織に浸透し、生産性の高い組織運営を実現するサービスです。集合研修では、講義及びワーク形式での研修を行います。

⑤ 浸透パック

管理職向け動画と集合型トレーニング(全6回)を組み合わせ、識学の理解を促すことで、組織に浸透および定着化を図り、継続的に生産性の高い組織運営を実現するサービスです。

⑥ 評価制度構築

評価制度を構築し、識学を組織に定着・仕組化するサービスです。評価制度構築では、評価の対象を結果にフォーカスし、評価制度で起こりがちな上司と部下との評価の認識違いを無くし、自走する組織への変化を実現します。

⑦ 顧問サービス

マスタートレーニング受講者かつ経営者向けに組織運営に関する課題や相談をお受けし、個別事象を解消するサービスです。個別事象にフォーカスするため、特定の組織課題の解消を行うことに有効なサービスです。

(2) プラットフォームサービス

プラットフォームサービスとは、ウェブ上で顧客の識学実践を支援するクラウドサービスであります。主なプラットフォームサービスは以下のとおりであります。

① 識学クラウド組織診断(組織デューデリジェンスサービス)

組織の状態を診断するサービスであり、識学導入後は、自組織の改善状況の確認を行うことが可能になります。識学クラウド組織診断では、顧客の組織メンバーに対してウェブ上でアンケートを実施します。そのアンケート結果で、組織の一員として生産性高く業務に取り組める状態にあるか、また生産性が阻害されているとすれば、どの意識構造が誘引しているのかを判断し、その総合結果を用いて対象組織の現在の状態を把握します。

② 識学クラウド動画復習

時間の経過により行動が元に戻ってしまうことを防ぎ、識学実践の質を維持するサービスであります。識学クラウド動画復習では、マスタートレーニングでお伝えする理論をウェブ上の動画で復習することができます。理論の理解度を維持すると同時に、自組織に照らし合わせながら、動画閲覧することでさらなる理解を促進します。

③ 識学クラウド評価制度運用支援

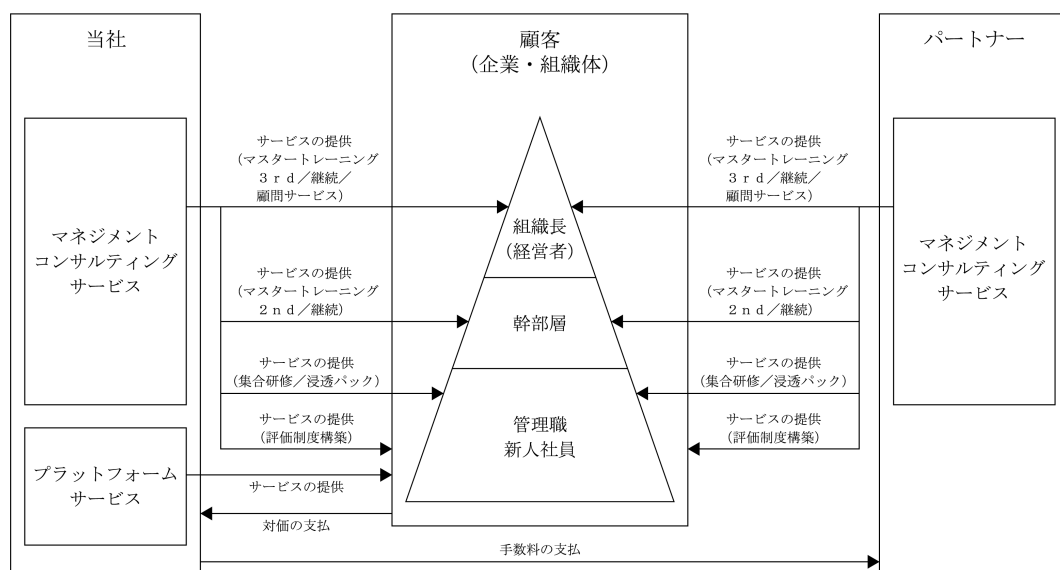
主に、評価制度構築サービスの後、制度の実践運用を支援するサービスであります。個人に割り振る目標項目及びその比率や目標の基準点となる尺度を決定し、ウェブ上に登録しておく形式で、構築された評価制度を日常的に実践し、担当者まで漏れなく、遅滞なく、少ない事務負担で実践まで浸透させるクラウドサービスとなっております。

④ 識学クラウド日常業務支援

日常のマネジメントの補助ツール(タスク管理)サービスであります。同時並行で多種多様なタスク管理を行うと、多くの工数を要します。さらに、管理をマンパワーに依存すると、結果的に、抜け漏れが発生し、マネジメントが行き届いていない状況となる可能性があります。識学クラウド日常業務支援機能では、ウェブ上でのタスク管理機能を用いて、上司と部下が共通の認識を持っている状態を当たり前化し、その工数を削減するとともに、抜け漏れのないマネジメントの実現が可能です。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりであります。

[事業系統図]



(注) パートナーとは、当社とパートナー契約を締結した企業の役職員が識学の講師となり、識学サービスを提供する企業のことを指します。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成30年11月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
40	37.8	1.3	7,352

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 臨時従業員数は、その総数が従業員の100分の10未満であるため記載を省略しております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 当社は組織コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
5. 最近日までの1年間に於いて従業員数が18名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第3期事業年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

当事業年度におけるわが国経済は、政府による経済対策及び金融政策等の影響もあり、雇用情勢の改善等緩やかな回復基調が続く一方で、米国の政策動向に伴う影響や、中国・新興国経済の成長鈍化懸念並びにアジア地域の地政学的リスク等、先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。

国内の雇用情勢につきましては、少子高齢化による労働力や生産年齢人口の減少といった構造的な要因による人手不足の状況を受け、政府も「働き方改革」により生産性向上や労働力確保に向けた取組みを掲げておりますが、平成30年2月の完全失業率(季節調整値)は2.5%(総務省調べ)、有効求人倍率(季節調整値)は1.58倍(厚生労働省調べ)となるなど、依然として企業の手不足感は強く、幅広い業種において人材確保の動きが続いており、組織マネジメントの改善によって組織の生産性を向上させたいという市場ニーズは引き続き高くなっていくことが見込まれます。

このような経営環境の中、当社では、当社が独自開発した意識構造に着目した理論である「識学」を基幹理論とした既存サービスの強化に加え、新たなサービスの開発等により、顧客企業が抱える組織マネジメントの課題の解決につながる提案やサービスに取り組むことで、他社との差別化や顧客満足の上向上に取り組んでまいりました。

マネジメントコンサルティングサービスでは、ウェブによるマーケティング強化及びセミナーの定期開催による新規顧客を中心とした拡販に注力し、当事業年度末の累計顧客数は522社(前事業年度は214社)となり、品質管理強化やサービスの多様化を進めた結果、リピート率(注1)は39.3%(522社中205社、前事業年度は36.0%)となりました。

プラットフォームサービスでは、ウェブ上で組織メンバー個々の意識特性と組織の状態を診断できるツールの利用促進に注力したほか、その他のクラウドサービスとの連携による新サービス展開に向けた準備が完了しました。

また、急増する顧客数に対応するほか、将来を見据えた組織体制の強化のための人材採用も進めてまいりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は755,023千円(前事業年度比137.5%増)、営業利益は68,425千円(前事業年度は営業損失5,690千円)、経常利益は69,320千円(前事業年度は経常損失7,548千円)、当期純利益は42,255千円(前事業年度は当期純損失6,682千円)となりました。

なお、当社は、組織コンサルティング事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

(注1)リピート率は、発注数2回以上の顧客を累計新規顧客数で除した率で算出しております。

第4期第3四半期累計期間(自 平成30年3月1日 至 平成30年11月30日)

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、平成30年10月の完全失業率は、2.4%（総務省調べ）、有効求人倍率は、1.62倍（厚生労働省調べ）と推移し、人手不足の環境でありました。そのような中、組織マネジメントの改善によって効率化を促進したいという市場ニーズは前事業年度に引き続き高くなっております。

このような状況のもと、当社では、ウェブマーケティング及びオフラインの広告宣伝強化、セミナーの定期開催による新規顧客を中心とした拡販に注力し、導入累計社数が864社となりました。また、リピート率（注1）は54.9%（522社（前事業年度末時点の累計新規顧客数）中287社）となっております。

また、ウェブ上で評価制度の運用サポート機能・動画で復習できる機能・意識の状態を把握できるサーベイ機能を有している識学クラウドの有料でのサービス展開を開始し、2018年11月末時点で、122社での導入実績となりました。

その結果、売上高は906,587千円、営業利益は203,266千円、経常利益は202,268千円、四半期純利益は126,735千円となりました。

なお、当社は、組織コンサルティング事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

（注1）リピート率は、発注数2回以上の顧客を累計新規顧客数で除した率で算出しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

第3期事業年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前事業年度末と比べて147,082千円増加し、273,940千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの変動要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において営業活動により獲得した資金は178,156千円(前事業年度は22,316千円の獲得)となりました。これは主として、税引前当期純利益69,320千円、未払消費税等の増加額31,822千円、前受金の増加額45,400千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において投資活動により使用した資金は20,343千円(前事業年度は13,354千円の使用)となりました。これは主として、有形固定資産の取得による支出11,392千円、敷金及び保証金の差入による支出13,143千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において財務活動により使用した資金は10,731千円(前事業年度は111,884千円の獲得)となりました。これは、長期借入金による収入20,000千円、長期借入金の返済による支出19,731千円、自己株式の取得による支出11,000千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(2) 受注実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(3) 販売実績

第3期及び第4期第3四半期累計期間における販売実績をサービスごとに示すと、次のとおりであります。

サービスの名称	第3期事業年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)		第4期第3四半期累計期間 (自 平成30年3月1日 至 平成30年11月30日)
	金額(千円)	前年同期比(%)	金額(千円)
マネジメントコンサルティングサービス	754,745	237.4	877,682
プラットフォームサービス	277	—	28,905
合計	755,023	237.5	906,587

- (注) 1. 当社は組織コンサルティング事業の単一セグメントであるため、サービスごとに記載しております。
2. 主要な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績の10%以上の相手先がないため、記載を省略しております。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、提出日現在にて、当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

① 企業理念

「識学を広める事で人々の持つ可能性を最大化する」という企業理念のもと、識学を一日でも早く一人でも多くの人に伝え、さまざまな組織の生産性の向上に寄与します。

② 中長期ビジョン

組織に属する人々が、迷いなく活躍できる組織を増やします。「会社を経営するなら、組織を運営するなら、『識学』を当然知っておかないといけないという位置づけにしていこう」とをテーマに掲げ、当社の企業理念の実現を目指してまいります。

③ 経営の基本方針

- イ．識学に対する理解・共感を促し、社会的信用を増大する
- ロ．顧客の組織運営の課題・ニーズに対応する組織改革マネジメントコンサルティング企業となる
- ハ．公器としてふさわしい行動を行う企業となる

(2) 経営戦略等

上記の中長期ビジョン達成のためには、当社の経営の基本方針を踏まえつつ、「新たに導入する組織を増やすこと」及び「導入した組織に浸透させること」が重要であると考えております。そのため、以下に掲げる経営重点テーマの達成に向けて全力で取り組んでおります。

- ① 識学について正しく・広く認知される仕組みの構築
- ② 提携戦略も含めた効率的かつスピード感のあるエリア展開
- ③ 提供するサービス品質の維持・向上
- ④ 顧客ニーズや組織課題を解決するためのサービスの開発・拡充

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

企業理念及び経営戦略等の実現性を表す客観的な指標として、契約企業数を指標としております。

(4) 経営環境

当社における経営環境については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」の記載をご参照ください。

(5) 対処すべき課題

① 識学について正しく・広く認知される仕組みの構築

イ．知名度向上のための広告施策展開

識学に対する知名度を上げていくためには、経営者に識学の存在そのものをダイレクトに届けることと、そのメッセージ性が重要であります。そのため、当社は経営者が空き時間で活用するSNSを媒介に、経営者が陥りがちな誤った組織運営について、その弊害の解説を行う広告展開を行っております。今後は、これまでの取組に加え、地方エリア、オフライン戦略の充実強化を目的に動画活用等新たな広告施策を行い、顧客からの問い合わせ件数、効率、アポ率及び成約率の適正化を図ってまいります。

ロ．講師人材の確保

外部の方に識学を正しく理解頂くためには、理論を正確に理解し、顧客に解説できる講師が必須であるため、優秀な人材の獲得が重要であります。当社は、現在組織運営そのものを識学に基づいて行い、役割と権限の明確化により権限内であらゆることに挑戦できる環境と、成果が報酬に反映される明確な評価制度を構築し、優秀な人材がさらなる成長感を求めて入社する環境を整えております。今後は本制度の改善と運用の徹底により、人材の内発的動機が自然発生する状態にしつつ、人材紹介会社等を通じた採用活動により、人員計画の達成を図ってまいります。

ハ．講師育成の仕組み化

当社では、入社から講師認定の獲得までの期間は講師育成の期間とし、マニュアル・FAQ・動画確認・OJT・ロールプレイング等の手段を用いて、その学びの時間に集中させる仕組みを構築しております。現在は平均3ヶ月ほどの期間で入社後講師認定されておりますが、今後はそのノウハウをさらに高めることで育成リードタイムの短縮に取り組んでまいります。

ニ．社会性獲得を目的とした識学の活用

識学は人の意識構造を研究した独自の理論であるため、学生や社会人のスポーツチーム、学校の教育コミュニティ、さらには家庭まで、さまざまな集団で発生する課題に対して解決策を提供することが可能であると考えております。これらの集団で識学を実践し、実績を積み上げることが、当社の更なる社会性獲得の手段としても有効であると考えているため、これらの集団に対する識学の提供についても取り組んでまいります。

② 販売経路や機会の多様化・拡大

当社は、当社の潜在的な見込顧客とネットワークを有する法人と提携し、顧客紹介の代理店を増やしております。また、当社ではパートナー制度を導入しております。当該制度では、パートナー契約の締結を基本とし、当該パートナー企業の役職員が識学の講師となり、最終的にはパートナー企業単独で識学サービスを提供します。さらには、M&Aや事業承継等に代表される組織文化や風土が変革される前後においても、識学の活用は有効であるため、当該分野にネットワークを有する法人との連携も視野に入れた需要の取込施策も検討してまいります。これらの施策は、当社単独では効率的な開拓ができないエリアや業界に識学を普及させる手段として有効であると考えており、これにより経路別契約数の多様化を図ってまいります。

③ 提供するサービス品質の維持・向上

識学講師の品質が、顧客組織への浸透にとってキーとなります。そのため、一度認定された講師であっても月に1度の品質確認テストを受験し、一定基準を下回った場合には、再学習するという仕組みを構築しております。また、当該品質確認テストは、コンサルティング現場で発生した実際のFAQや隣接部門が習得した新たなノウハウで横展開できそうなものから出題されるため、講師品質の向上にも寄与する取組となっております。また今後は、サービス品質のみならず、識学社員としての品質向上を目的に、マナーや行動規範についてもチェックします。

④ 顧客ニーズや組織課題を解決するためのサービスの開発・拡充

これまでの当社提供サービスは、経営者向けのマンツーマントレーニングが大きな比率を占めておりましたが、顧客から、「より下位の層にも教えてほしい」「自分自身のマネジメントをチェックしてほしい」「継続的に学習したい」との要望を頂き、各層別のトレーニングや継続的に学び続ける機会の提供となるサービスを拡充しております。特に、プラットフォームサービスについては、上記のようなご要望に低単価で対応するツールであり、当社としても定期的な顧客接点機会の創出、人的稼働が不要で継続的な役務提供ができるサービスであります。さらには、識学未導入企業様の幹部層・管理職からの要望に対応すべく、各層毎にクラス分けされたスクール形式での識学の提供についても検討してまいります。

今後も市場で起きていることと真摯に向き合い、リピート率及び顧客満足度の向上につながるよう、サービス開発・拡充を図ってまいります。

⑤ 経営管理体制の強化

当社は、現状、小規模な組織であり、業務執行体制もこれに応じたものになっております。今後、持続的な成長を図っていくためには、事業の成長や業容の拡大に伴い、経営管理体制のさらなる充実・強化が課題であると認識しており、株主様、ステークホルダーの皆様信頼される企業となるために、コーポレート・ガバナンスへの積極的な取組みが不可欠であると考えております。そのため、優秀な人材の採用・育成により業務執行体制の充実を図り、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するような仕組みを強化・維持していくとともに、業務の適正性及び財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの適切な運用、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守を徹底してまいります。

4 【事業等のリスク】

以下については、当社が事業を運営するにあたりリスク要因となる可能性があるものを記載しております。また、投資家及び株主に対する積極的な情報開示の観点から、当社としては必ずしも特に重要なリスクと考えていないものも記載しております。

当社としては、これらのリスクを予め十分に把握した上で、発生の予防及び対処に万全を期す所存であります。投資判断につきましては本項記載以外のものも含めて慎重に検討して頂きたいと思っております。また、これらのリスク項目は、提出日現在において、当社が判断したものであり、発生の可能性のあるリスクの全てを網羅するものではありませんのでご留意願います。

なお、以下の記載のうち、将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業界及び顧客の動向に関するリスク

当社は、企業の経営・管理者層を主要な顧客としております。企業向けの事業においては、国内外の経済情勢や景気動向等の理由により、顧客の人材育成ニーズが減退し、研修予算が削減されるような場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 競合に関するリスク

企業を対象とした組織コンサルティング事業に関しては、他の研修会社、コンサルティング会社、シンクタンク系の研修会社等、多数の企業が参入しており、今後一層、競争が激化するものと認識しております。これまで、当社が他社に対する競争力の源泉としてきた識学を用いたコンテンツや識学に関するノウハウ及び識学を用いたサービスの開発力において、他社に対する優位性が維持できなくなった場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(3) 講師の確保に関するリスク

当社の主要なサービスであるマネジメントコンサルティングサービスの成否を決める重要な要因の一つに、担い手である講師の品質があります。したがって良質なサービスを実施するには的確なスキルや知識、経験をもった講師の確保が不可欠であります。

当社では、引き続きこれらの講師の確保に努めていく方針であります。今後将来において、当社が求めるスキルや知識、経験をもってサービスを行うことができる講師を確保できなくなった場合、当社のサービス実施に重大な支障が生じ、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(4) 新規事業・サービスの開発に関するリスク

当社の現在の売上構成は、マネジメントコンサルティングサービスが中核となっております。今後のさらなる成長を図るにあたっては、これらのサービスに加えて、人の稼働に依存せず、収益の安定基盤構築につながる識学クラウド等のプラットフォームサービスを、新たな中核事業として育てていく方針です。しかし、これらの事業が想定どおりに育たなかった場合、当社の中長期的な業績に影響を与える可能性があります。

(5) 内部管理体制に関するリスク

当社は、企業価値を最大化すべく、コーポレート・ガバナンスの充実を図る施策を実施しております。また、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するため、これらに係る内部統制が有効に機能する体制を構築、整備、運用しております。しかしながら、事業の急速な拡大等により、十分な内部管理体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(6) 特定の経営者等への依存及び人材確保・育成に係るリスク

当社代表取締役社長安藤広大及び取締役梶山啓介は、当社設立以来の事業の推進者であり、営業等の各方面において重要な役割を果たしております。現状では、この事実を認識し、過度に両氏へ依存しないよう人員体制を整備し、経営リスクの軽減を図るとともに、今後の事業展開を見据えて、人材の採用及び人材育成を重要な経営課題の一つと位置付けております。

しかしながら、現時点では両氏に対する依存度は高く(第3期においての、両氏の売上高合計の総売上高に対する比率35.4%)、両氏の当社からの離脱は想定しておりませんが、何らかの要因により、両氏が退任もしくは職務を遂行できなくなった場合や、事業展開に見合った十分な人材の確保・育成が困難となった場合、また、役員・幹部社員に代表される専門的な知識、技術、経験を有している職員が、退任、退職し、後任者の採用が困難となった場合等には、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

また、識学という理論の創作者であり、当社識学研究室室長である福富謙二が当社から離脱した場合、識学に関するノウハウの移管は完了しており、権利関係も当社に帰属しているため、当社のビジネスに支障が出るということはありません。しかしながら、福富が当社から離脱して当社と競業する会社を設立した場合、先行者の優位性や識学の認知度を高めることで、競争優位性を確保できるとは考えているものの、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(7) 小規模組織であることに関するリスク

当社は小規模な組織であり、業務執行体制及び内部管理体制もこれに応じたものとなっております。当社は今後の事業拡大に応じて業務執行体制及び内部管理体制の充実を図っていく方針ですが、これらの施策が適時適切に進捗しなかった場合には、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(8) 個人情報の管理に関するリスク

当社では、事業を通じて個人情報を取り扱っておりますため、「個人情報の保護に関する法律」等に則った個人情報保護方針を策定し管理体制を整備する等、個人情報の適切な管理と流出防止については細心の注意を払っております。しかしながら、システム上の不具合、社内外の関係者による過失や故意等によって個人情報が流出する可能性は皆無ではありません。そうした事態が発生した場合、当社に対する損害賠償請求や信用の失墜につながる恐れがあり、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

なお、2018年9月16日に当社のウェブ構築の委託先において不正アクセスが発生しており、委託先で管理をしている当社の顧客の会社情報や個人情報が流出している可能性がございますが、該当顧客等には個別に連絡をしており、2018年12月末日現在、被害の報告はありません。なお、委託先の変更は既に完了しております。

(9) 顧客の機密情報の管理に関するリスク

当社では業務遂行のために顧客の機密情報を取り扱う場合がありますため、情報セキュリティに関する規程のほか、顧客のインサイダー取引防止に関する規程を作成し、社員教育の徹底を図っておりますが、不測の事態などによりこれらの機密情報が外部に漏洩した場合、損害賠償や信用低下などにより、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(10) 知的財産の管理に関するリスク

当社では、当社サービスの社会的認知度向上やブランドによる知名度向上を図る手段のひとつとして「識学」を商標登録しており、今後においても必要となる提供サービスの呼称等は商標登録し、当社の知的財産権として保護・管理する方針としております。しかしながら、当社の知的財産権が何らかの理由により侵害された場合には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

また、本書提出日現在において、当社が第三者の知的財産権を侵害していないと認識しており、第三者から当社が第三者の知的財産権を侵害している旨の通知等を受け取っておりません。当社はサービスの提供にあたり、第三者の著作権や商標権等の知的財産権を侵害することがないように、顧問弁護士等との連携を図る等の対策を講じておりますが、当社が意図しない形で第三者の知的財産権を侵害するような事態が発生した場合等には、当社の事業等に影響を及ぼす可能性があります。

(11)情報セキュリティに係るリスク

① プログラム障害について

開発したプログラム等に不良箇所があることにより、サービスの中断及びデータの破損などの可能性があります。このような事態が発生した場合、顧客企業からの損害賠償、社会的信用の失墜等により、当社の財政状態及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

② システム障害について

アクセス数の増加や人為的過失などの原因で、システムダウンやデータの不通等のトラブルが発生する可能性があります。このような事態が発生した場合、顧客企業への損害賠償、社会的信用の失墜等により、当社の財政状態及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

③ ハッキング及びウィルス感染について

当社はインターネット経由でサービスの一部を提供しておりますので、ハッカーによる侵入とデータ破壊やウィルス感染による被害の可能性があります。当社では、ネットワーク機器によるプロテクションを施し細心の注意を払っておりますが、このような事態が発生した場合、当社の財政状態及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(12)売上債権が回収不能となるリスク

当社は、十分な与信管理を行うとともに、売上債権等に対して一定の貸倒引当金を計上する等、信用リスク管理に努めております。しかし、与信先の信用不安等により、貸倒損失の発生や貸倒引当金を追加で計上する場合は、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(13)自然災害や事故のリスク

大規模地震や台風などの自然災害により、本社や他の拠点及び顧客に甚だしい被害が発生した場合は、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(14)風説、風評及び報道による業績へ影響を与えるリスク

当社は、悪質な風評については適切な対応に努めておりますが、当社の評判が悪化した場合や風説が流布された場合には、営業活動及び採用活動に支障が出るおそれがあるため、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(15)その他

① 社歴が浅いこと

当社は平成27年3月に設立された社歴の浅い会社であり、期間業績比較を行うために十分な期間の財務情報を得られず、過年度の業績のみでは今後の業績を判断する情報としては不十分な可能性があります。

② 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しております。また、今後におきましても、役員及び従業員に対するインセンティブとして新株予約権を付与する可能性があります。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は89,000株であり、発行済株式総数2,200,000株の4.05%に相当します。新株予約権の詳細は、「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」をご参照ください。

③ 配当政策について

当社は現在成長過程にあり、事業資金の流出を避け内部留保の充実を図り、なお一層の業容拡大を目指すことが重要であります。株主の皆様をはじめとするステークホルダーに対し、安定的な利益還元を実施していくことも重要であると考えております。今後は、安定的な経営基盤の確立と収益力の強化に努め、業績及び今後の事業展開を勘案し、その都度適正な経営判断を行い、配当を実施していく予定であります。現時点において配当実施の可能性及びその開始時期については未定であります。

④ 資金使途について

上場時の公募増資等により調達した資金の使途については、主に事業拡大のための人材採用費、販売促進に係る費用、知名度向上のための広告宣伝費、内部管理体制及び経営基盤の充実・強化等に充当する予定です。しかしながら、当社が属する業界において急速に事業環境が変化することも考えられ、現時点における資金使途計画以外の使途へ充当する可能性があります。また、当初の計画に沿って資金を使用した場合においても想定した投資効果が得られない可能性もあります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積りによる不確実性があるため、実際の結果は、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は後記「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第3期事業年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

当事業年度末における資産合計は、370,603千円となり、前事業年度末と比べて197,980千円増加しました。

① 流動資産

当事業年度末における流動資産は、前事業年度末と比べて174,603千円増加し、335,088千円となりました。これは主として、現金及び預金の増加147,083千円、売掛金の増加14,739千円によるものであり、いずれも売上高又は利益の増加に関連して増加したものが主であります。

② 固定資産

当事業年度末における固定資産は、前事業年度末と比べて23,377千円増加し、35,515千円となりました。これは主として、有形固定資産の増加8,174千円、敷金及び保証金の増加9,053千円によるものであり、いずれもオフィス移転に関連して増加したものが主であります。

③ 流動負債

当事業年度末における流動負債は、前事業年度末と比べて170,452千円増加し、243,293千円となりました。これは主として、未払法人税等の増加42,134千円、未払消費税等の増加31,822千円、前受金の増加45,400千円によるものであり、いずれも売上高又は利益の増加に関連して増加したものが主であります。

④ 固定負債

当事業年度末における固定負債は、前事業年度末と比べて3,727千円減少し、50,357千円となりました。これは、長期借入金の返済に関連して減少したものであります。

⑤ 純資産

当事業年度末における純資産は、前事業年度末と比べて31,255千円増加し、76,953千円となりました。これは、当期純利益を計上した結果、利益剰余金の増加42,255千円、自己株式の増加11,000千円によるものであります。

第4期第3四半期累計期間(自 平成30年3月1日 至 平成30年11月30日)

当第3四半期会計期間末における総資産は565,520千円となり、前事業年度末と比較して194,916千円の増加となりました。

① 流動資産

当第3四半期会計期間末の流動資産合計は、前事業年度末に比べ192,658千円増加し、527,747千円となりました。これは主に、現金及び預金が149,448千円、前払費用が27,106千円、売掛金が19,936千円増加したことによるものであり、現金及び預金並びに売掛金は売上高又は利益の増加、前払費用は広告宣伝に関連して増加したものが主であります。

② 固定資産

当第3四半期会計期間末の固定資産合計は、前事業年度末に比べ2,258千円増加し、37,773千円となりました。これは主に、減価償却により有形固定資産が1,194千円減少したものの、その他に含まれる敷金が4,322千円増加したことによるものであり、敷金は追加差入に関連して増加したものであります。

③ 流動負債

当第3四半期会計期間末の流動負債合計は、前事業年度末に比べ38,369千円増加し、281,663千円となりました。これは主に、前受金が35,496千円増加したことによるものであり、売上高の増加に関連して増加したものが主であります。

④ 固定負債

当第3四半期会計期間末の固定負債合計は、前事業年度末に比べ26,289千円減少し、24,068千円となりました。これは、長期借入金の返済に関連して減少したものであります。

⑤ 純資産

当第3四半期会計期間末の純資産合計は、前事業年度末に比べ182,835千円増加し、259,788千円となりました。これは主に、四半期純利益を計上した結果、利益剰余金が126,735千円、自己株式の処分により資本剰余金が45,100千円増加したことによるものです。

(3) 経営成績の分析

第3期事業年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

① 売上高

当事業年度における売上高は、前事業年度と比べて437,151千円増加し、755,023千円(前事業年度比137.5%増)となりました。その主な内訳は、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」に記載のとおりであります。

② 売上原価、販売費及び一般管理費、営業利益

当事業年度における売上原価は、前事業年度と比べて43,765千円増加し、82,847千円(同112.0%増)となりました。その主な内訳は、売上の増加に伴う人件費が増加したことによるものであります。

当事業年度における販売費及び一般管理費は、前事業年度と比べて319,270千円増加し、603,750千円(同112.2%増)となりました。その主な内訳は、給与手当が93,800千円、広告宣伝費が64,796千円増加したことによるものであります。

これらの結果、営業利益は68,425千円(前事業年度は営業損失5,690千円)となりました。

③ 営業外収益、営業外費用、経常利益

当事業年度における営業外収益は、前事業年度と比べて2,365千円増加し、2,387千円(同10,838.0%増)となりました。その主な内訳は、助成金収入が2,200千円増加したことによるものであります。営業外費用は、前事業年度と比べて387千円減少し、1,491千円(同20.6%減)となりました。その主な内訳は、ゴルフ会員権評価損が864千円減少したことによるものであります。

これらの結果、経常利益は69,320千円(前事業年度は経常損失7,548千円)となりました。

④ 特別利益、特別損失、法人税等、当期純利益

当事業年度における特別損益の発生はありませんでした。

また、法人税、住民税及び事業税(法人税等調整額含む)は27,065千円(前事業年度は△866千円)となりました。

これらの結果、当期純利益は42,255千円(前事業年度は当期純損失6,682千円)となりました。

第4期第3四半期累計期間(自 平成30年3月1日 至 平成30年11月30日)

①売上高

当四半期累計期間における売上高は、906,587千円となりました。その主な内訳は、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」に記載のとおりであります。

②売上原価、販売費及び一般管理費、営業利益

当四半期累計期間における売上原価は、102,155千円となりました。これは主に、人件費の発生によるものであります。

当四半期累計期間における販売費及び一般管理費は、601,164千円となりました。これは主に、人件費、広告宣伝費、支払手数料の発生によるものであります。

これらの結果、営業利益は203,266千円となりました。

③営業外収益、営業外費用、経常利益

当四半期累計期間における営業外収益は、103千円となりました。

当四半期累計期間における営業外費用は、1,100千円となりました。これは主に、支払利息の発生によるものであります。

これらの結果、経常利益は202,268千円となりました。

④特別利益、特別損失、法人税等、四半期純利益

当四半期累計期間における特別損益の発生はありませんでした。

また、法人税等は75,533千円となりました。

これらの結果、四半期純利益は126,735千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」をご参照ください。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社が今後も持続的に成長していくためには、経営者は「第2 事業の状況 3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載の様々な課題等に対応していくことが必要であると認識しております。これらの課題等に対応するために、経営者は常に外部環境の構造や変化に関する情報の入手及び分析を行い、現在及び将来における事業環境を確認し、その間の課題を認識すると同時に最適な解決策を実施していく方針であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第3期事業年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

当事業年度に実施した設備投資の総額は11,392千円であり、主にオフィス移転に伴う新規資産の購入費用であります。

なお、当事業年度において、重要な設備の除却・売却はありません。

また、当社は組織コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第4期第3四半期累計期間(自 平成30年3月1日 至 平成30年11月30日)

該当事項はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

平成30年2月28日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	合計	
本社 (東京都品川区)	本社事務所	10,274	1,308	11,583	27

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 上記のほか、本社については建物を賃借しており、年間賃借料は11,448千円であります。

4. 当社の事業は、組織コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】(平成30年11月30日現在)

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,800,000
計	8,800,000

(注) 平成30年11月2日開催の臨時株主総会決議により、平成30年11月3日付で定款変更が行われ、発行可能株式総数は5,600株減少し、4,400株となっております。また、平成30年10月15日開催の取締役会決議により、平成30年11月3日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は8,795,600株増加し、8,800,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,200,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	2,200,000	—	—

(注) 1. 平成30年10月15日開催の取締役会決議により、平成30年11月3日付で1株を2,000株に株式分割いたしました。これにより発行済株式総数は2,198,900株増加して2,200,000株となっております。
2. 平成30年11月2日開催の臨時株主総会決議により、平成30年11月3日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権(平成29年2月20日臨時株主総会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成30年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成30年12月31日)
新株予約権の数(個)	33(注) 1	33(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	33(注) 1	66,000(注) 1, 4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500,000(注) 2	250(注) 2, 4
新株予約権の行使期間	平成31年3月1日～ 平成39年2月20日(注) 3	平成31年3月1日～ 平成39年2月20日(注) 3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500,000 資本組入額 250,000	発行価格 250 資本組入額 125(注) 4
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時において、当社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、当社又は当社関連会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社関連会社の従業員の定年による退職、その他当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。 ② 新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6か月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。 ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。 ④ 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。	① 新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時において、当社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、当社又は当社関連会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社関連会社の従業員の定年による退職、その他当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。 ② 新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6か月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。 ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。 ④ 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権に取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	譲渡による新株予約権に取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は2,000株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称として「合併等」という)を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

2. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使の場合を除く。)、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
4. 平成30年10月15日開催の取締役会決議により、平成30年11月3日付で1株を2,000株に株式分割いたしました。これにより新株予約権の目的となる株式の数は65,967株増加して66,000株となっております。また、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は2,000分の1の金額となっております。

第2回新株予約権(平成30年12月14日臨時株主総会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成30年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成30年12月31日)
新株予約権の数(個)	—	230(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	23,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	1,680(注)2
新株予約権の行使期間	—	平成32年12月16日～平成40年12月13日(注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	—	発行価格 1,680 資本組入額 840
新株予約権の行使の条件	—	① 新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時において、当社又は当社関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、当社又は当社関連会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社関連会社の従業員の定年による退職、その他当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。 ② 新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6か月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。 ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。 ④ 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	—	譲渡による新株予約権に取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、普通株式100株とする。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称として「合併等」という)を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

2. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により調整

されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使の場合を除く。)、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

その他、本新株予約権の割当日が属する事業年度の終結までの間に、会社の普通株式が金融商品取引所に上場した場合には、行使価額は、本新株予約権の割当日が属する事業年度の終結時における行使価額と金融商品取引所に上場した場合の募集株式1株あたりの公募価格のうち、いずれか高い金額に調整されるものとする。

3. 行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成27年3月5日(注)1	10	10	500	500	—	—
平成28年9月16日(注)2	990	1,000	—	500	—	—
平成29年2月24日(注)3	100	1,100	25,000	25,500	25,000	25,000
平成29年7月4日(注)4	—	1,100	—	25,500	△25,000	—
平成30年11月3日(注)5	2,198,900	2,200,000	—	25,500	—	—

(注) 1. 会社設立によるものであります。

2. 株式分割(1:100)によるものであります。

3. 有償第三者割当

割当先 K&Pパートナーズ2号投資事業有限責任組合

発行価格1株当たり500,000円 資本組入額1株当たり250,000円

4. 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものであります。

5. 株式分割(1:2,000)によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成30年11月30日現在

平成30年11月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況 （株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	9	—	—	2	11	—
所有株式数 （単元）	—	—	—	7,520	—	—	14,480	22,000	—
所有株式数の 割合（％）	—	—	—	34.19	—	—	65.81	100.00	—

(注) 1. 当社は平成30年11月3日付で普通株式1株につき普通株式2,000株の株式分割を行っております。

2. 当社は平成30年11月3日より単元株制度を採用しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,200,000	22,000	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、1単元の株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,200,000	—	—
総株主の議決権	—	22,000	—

(注) 1. 当社は平成30年11月3日付で普通株式1株につき普通株式2,000株の株式分割を行っております。

2. 当社は平成30年11月3日より単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権(平成29年2月20日臨時株主総会決議に基づくもの)

決議年月日	平成29年2月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

第2回新株予約権(平成30年12月14日臨時株主総会決議に基づくもの)

決議年月日	平成30年12月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 14
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
株主総会(平成29年5月29日)での決議状況 (取得期間平成29年5月29日～平成30年5月28日)	22	11,000
最近事業年度前における取得自己株式	—	—
最近事業年度における取得自己株式	22	11,000
残存授権株式の総数及び価額の総額	—	—
最近事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
最近期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	—	—

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	22	56,100
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(一)	—	—	—	—
保有自己株式数	22	—	—	—

- (注) 1. 平成30年3月15日開催の取締役会決議及び平成30年3月30日開催の臨時株主総会決議により、平成30年4月23日付で自己株式14株の処分、平成30年4月30日付で自己株式7株の処分を行っております。
2. 平成30年4月13日開催の取締役会決議及び平成30年4月27日開催の臨時株主総会決議により、平成30年5月11日付で自己株式1株の処分を行っております。

3 【配当政策】

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主に対する利益還元を行うことを重要な経営課題として認識しております。今後の配当政策につきましては、健全な財務体質の維持及び将来の事業拡大に備えるための内部留保のバランスを図りながら、各期の経営成績及び財政状態を勘案して、利益配当による株主に対する利益還元の実施を基本方針としております。内部留保資金につきましては、経営体質の強化と事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

また、第3期事業年度の配当につきましては、今後の事業拡大に備えて内部留保の充実を図る観点から配当を実施しておりません。

剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性7名 女性1名(役員のうち女性の比率12.5%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	安藤 広大	昭和54年11月5日	平成14年4月 平成18年4月 平成22年6月 平成24年6月 平成25年1月 平成25年1月 平成27年3月 平成29年11月	㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ(現 ㈱NTTドコモ)入社 ジェイコム㈱(現ライク㈱)入社 ジェイコム㈱(現ライクスタッフ ィング㈱)取締役東京本社営業副 本部長 同社営業副本部長兼東京本社営業 部長兼事業開発部長 ㈱WEIC入社、執行役員社長室室長 合同会社KDI設立、代表社員(現 任) 当社設立、代表取締役社長(現任) ㈱ARS設立、代表取締役(現任)	(注)3	1,234,000 (注)5
取締役	営業本部長	梶山 啓介	昭和56年8月10日	平成17年4月 平成19年1月 平成27年3月 平成29年9月 平成30年9月	シティバンク銀行㈱入行 ㈱エッジコネクション設立、取締 役副社長 当社取締役営業部長 当社取締役営業本部長兼東京営業 部長 当社 取締役営業本部長(現任)	(注)3	—
取締役	経営推進 部長	池浦 良祐	昭和53年8月1日	平成14年4月 平成20年12月 平成22年3月 平成27年6月 平成28年3月 平成29年6月	㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ(現 ㈱NTTドコモ)入社 ジェイコム㈱(現ライク㈱)入社 ㈱ジャパネットたかた入社 当社入社、管理部長 当社取締役経営推進室長 当社取締役経営推進部長(現任)	(注)3	—
社外取締役	—	細窪 政	昭和36年2月3日	昭和58年4月 平成元年7月 平成17年4月 平成19年6月 平成21年7月 平成24年6月 平成29年7月 平成29年10月 平成29年11月 平成30年2月	日本信託銀行㈱(現三菱UFJ信託銀 行㈱)入行 日本アセアン投資㈱(現日本アジ ア投資㈱)入社 同社執行役員 同社取締役 日亜投資諮詢(上海)有限公司 (JAPAN ASIA INVESTMENT(CHINA) CO., LTD.) 董事長 日本アジア投資㈱代表取締役社長 グレートアジアキャピタル&コン サルティング合同会社設立、代表 社員(現任) 当社取締役(現任) ㈱サイサン取締役(現任) ㈱Kips取締役(現任)	(注)3	—
常勤監査役	—	芝田 誠	昭和26年11月28日	昭和49年4月 平成15年4月 平成17年4月 平成19年4月 平成23年4月 平成28年4月 平成30年8月	日本鋼管㈱入社 JFEスチール㈱入社 常務執行役 員 同社 専務執行役員 同社 監査役 リバースチール㈱入社 代表取締 役社長 同社 相談役 当社 監査役(現任)	(注)4	—
監査役	—	小泉 勝巳	昭和52年12月14日	平成12年4月 平成18年12月 平成22年12月 平成24年11月 平成27年12月 平成29年3月 平成29年3月	農中情報システム㈱入社 あずさ監査法人(現有限責任あず さ監査法人)入所 菅井会計事務所入所 日本原燃㈱入社 ㈱フコク入社 当社監査役(現任) 小泉総合会計事務所代表(現任)	(注)4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役	—	富岡 大悟	昭和61年6月19日	平成22年2月 平成25年8月 平成26年8月 平成27年8月 平成27年9月 平成29年3月 平成29年6月 平成29年7月 平成29年11月 平成30年11月	あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 フロンティアマネジメント㈱入社 TMF Corporate Services (Australia) Pty Limited入社 ㈱バリュークリエーション入社 TOMIOKA C.P.A OFFICE代表(現任) 当社監査役(現任) ビズシード㈱(現創業手帳㈱)取締役 ㈱フォーサイト監査役(現任) 合同会社Penlight設立、代表社員(現任) IdeaLink㈱取締役(現任)	(注) 4	—
監査役	—	高木 楓子	昭和57年12月3日	平成20年9月 平成20年9月 平成27年4月 平成29年9月	弁護士登録 西村あさひ法律事務所入所(現任) ニューヨーク州弁護士登録 当社監査役(現任)	(注) 4	—
計							1,234,000

(注) 1. 取締役細窪政は、社外取締役であります。

2. 監査役芝田誠、小泉勝巳、富岡大悟及び高木楓子は、社外監査役であります。

3. 平成30年11月2日開催の臨時株主総会の終結のときから、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会の終結のときまでであります。

4. 平成30年11月2日開催の臨時株主総会の終結のときから、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会の終結のときまでであります。

5. 代表取締役社長安藤広大の所有株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社ARSが保有する株式数も含んでおります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、継続的な事業の成長を通じてステークホルダーをはじめ、広く社会に貢献することを経営目標としております。その実現のために、組織的に誠実かつ公正な企業活動を遂行することを基本方針として、取締役会及び監査役制度を基軸としたコーポレート・ガバナンスの体制を構築しております。また、経営陣のみならず全社員がコンプライアンスの徹底に努めております。これらの取組みにより、当社を取り巻く経営環境の変化に速やかに対処できる業務執行体制を確立し、ベンチャー企業としての俊敏さを維持しつつ、ステークホルダーに対しては透明性及び健全性の高い企業経営が実現できるものと考えております。

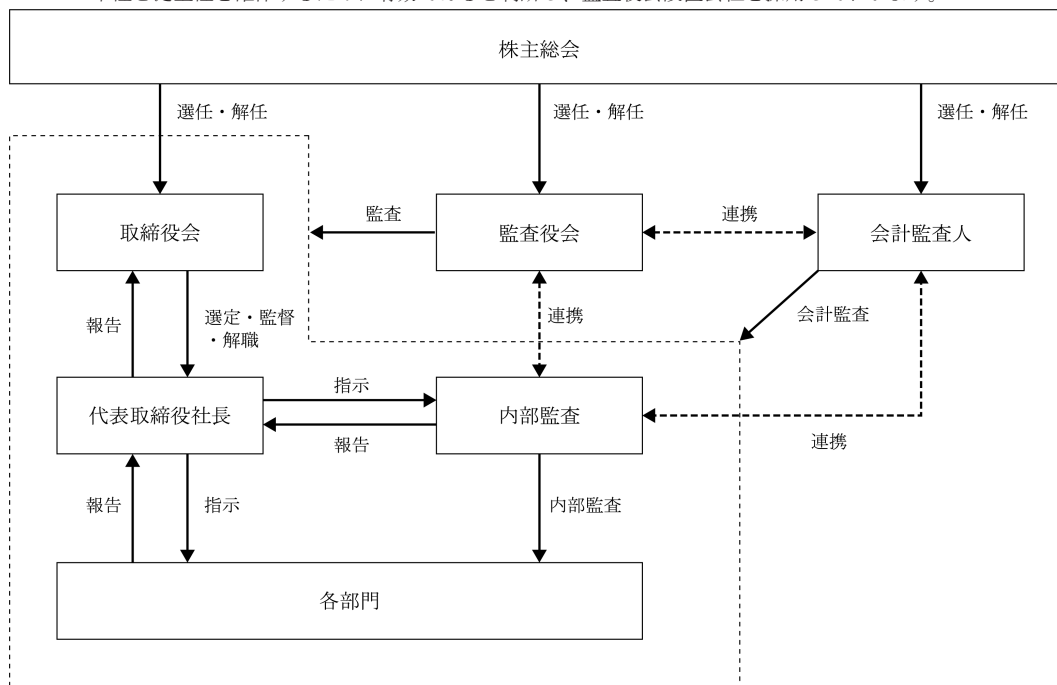
なお、当社の代表取締役社長である安藤広大は、支配株主に該当いたします。当社は支配株主等との間で取引を行っておらず、今後も取引を行うことも予定しておりませんが、取引を検討する場合、当社の関連当事者取引管理規程に則り、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性について、取締役会において十分に審議した上で意思決定を行うこととしております。

① 企業統治の体制

イ. 企業統治の体制の概要及びその体制を採用する理由

当社は、企業倫理とコンプライアンスの重要性を認識し、経営の透明性・公平性を高めるべくコーポレート・ガバナンス強化を企図した、以下の体制を構築しております。

当社においては、当社事業に精通した取締役を中心とする取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定し、強い法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保するために有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。



a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役4名により構成されており、うち1名は社外取締役であります。取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行っております。毎月1回の定例取締役会のほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、監査役4名も出席しており、取締役の職務執行を監督しております。

b. 監査役会

当社は、監査役会制度を採用しており、監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役3名の計4名(すべて社外監査役)で構成され、取締役の業務執行を監査・監視しております。監査役会は、毎月1回定期的に開催されますが、必要に応じて臨時に開催される場合もあります。監査に関する重要な事項及び監査の方法は、監査役会において協議決定しております。

常勤監査役は重要な会議に出席するほか、稟議書その他の業務執行に関する重要文書を閲覧するなど、監査の実効性確保に努めております。さらに代表取締役との面談、各部門への往査・ヒアリングを実施し、業務の監査が広く行われる体制を整えております。

非常勤監査役は、取締役会への出席のほか、常勤監査役との連携等を通じて監査を実施しております。

c. 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人との間で監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

d. 内部監査

当社の内部監査は、代表取締役社長が任命した内部監査責任者及び担当者が、「内部監査規程」に基づき、自己の属する部門を除く当社の全部門をカバーするよう内部監査を実施しております。また、内部監査と監査役会、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

ロ. 内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会で次の「内部統制システムの基本方針」を決議し、株主の皆様をはじめ、取引先、地域社会、社員等の各ステークホルダーに対する企業価値の向上を経営上の基本方針とし、全役職員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、内部統制システムの充実に努めております。

a. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 全ての取締役及び使用人が、法令及び定款の遵守、企業理念の遵守、社会倫理の遵守及び社会的責任を達成するため、「コンプライアンス規程」その他関連社内規程を整備のうえ、その周知徹底を図る。
- ・ 市民社会への秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対策規程」に基づき、一切の関係を持たないこととし、不当な要求に対しては毅然とした対応を行う。
- ・ 取締役会は、法令等に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、「取締役会規程」に基づき業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
- ・ 監査役は、内部監査担当者、会計監査人と連携しつつ、法令等が定める権限を行使し、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づき取締役の職務の執行を監査する。また、必要に応じて取締役会で意見を述べる。
- ・ 内部監査担当者は、監査役、会計監査人と連携しつつ、「内部監査規程」に基づきコンプライアンスの状況等について内部監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告する。
- ・ 企業倫理相談及び内部通報のための窓口を設置し、法令、定款、社内規程等に対する違反事実やその恐れがある行為等を早期に発見し是正するための仕組みとして、「内部通報者制度規程」を備え、これを周知し、運営する。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に基づき適切・確実に、定められた期間、保存、管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- ・ 「情報システム管理規程」及び「個人情報保護規程」を定め情報資産の保護、管理を行う。

- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 取締役会は、リスク管理体制を構築する責任と権限を有し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。
 - ・ 「リスク管理規程」を定め、発生し得るリスクの発生防止に係る管理体制の整備、発生したリスクへの対応策等を行う。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 取締役会は「定款」及び「取締役会規程」に基づき、毎月定時開催し、又は必要に応じて随時開催する。
 - ・ 取締役会で決議すべき事項及び承認すべき事項は「取締役会規程」に定め、効率的な運営を図る。
 - ・ 取締役は緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速な業務を執行する。
 - ・ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」を制定する。
- e. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、適宜、専任又は兼任による使用人を置くこととする。
- f. 前条の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、監査役の指揮・命令に服し、人事異動、処遇については、監査役と取締役が協議する。
- g. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。
- h. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制
- ・ 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令又は定款違反行為を認知した場合その他、取締役会に付議する重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令・定款及び社内規程に基づき監査役に報告する。
 - ・ 監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他重要会議に出席すると共に、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
- i. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 監査役への報告を行った当社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び従業員に周知徹底する。
- j. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- ・ 監査役が適正な監査の実現を図ることを可能とするため、代表取締役は監査役との定期的な意見交換の場を設けると共に、内部監査担当者は監査役と情報を共有し、連携を保つよう努める。
- ・ 監査役は、会計監査人と、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について、情報・意見交換等の緊密な連携を図り、効率的な監査を実施することとする。

当社は、不測の事態に迅速に対応するため、リスク管理に係る規程等を整備すると共に、リスク管理責任者及びリスク管理担当部署を設置しております。また、当社のリスク管理に関する重要事項については、取締役会にて決議・報告を受けております。

監査役監査については、原則、監査役４名が全ての取締役会に出席すると同時に、常勤監査役１名が代表取締役、取締役、重要な使用人との意見交換や重要書類の閲覧等を行うことで、取締役と同水準の情報に基づいた監査が実施できる環境を整備しております。また、内部監査責任者が、内部監査の計画及び結果等に関して監査役会に共有し、意見交換をする等、監査役会との連携を構築しております。監査役会、内部監査及び会計監査人は、各監査機関での監査計画・監査結果の共有等、情報共有のための意見交換を定期的に行い、緊密な相互連携の強化に努めております。

EY新日本有限責任監査法人：公認会計士4名、その他8名

社外取締役細窪政は、ベンチャーキャピタリストとしての豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的、中

立的な立場から当社の業務執行の監督を行うとともに、当社の成長に寄与するような各種提言、指導をいただけるものと判断したため選任しております。なお、同氏と当社の間にその他の人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役小泉勝巳は、公認会計士として高度な知識、知見を有しており、客観的、中立的な立場から監査を行えると判断したため選任しております。なお、同氏と当社の間にその他の人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役芝田誠は、これまで、当社以外での取締役や監査役としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的、中立的な立場から監査を行えると判断したため選任しております。なお、同氏と当社の間にその他の人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役富岡大悟は、公認会計士として高度な知識、知見を有しており、客観的、中立的な立場から監査を行えると判断したため選任しております。なお、同氏と当社の間にその他の人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役高木楓子は、弁護士として高度な知識、知見を有しており、客観的、中立的な立場から監査を行えると判断したため選任しております。なお、同氏と当社の間にその他の人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、東京証券取引所における独立役員に関する判断基準を参考のうえ、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役及び社外監査役を選任しております。

⑤ 役員報酬の内容

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

第3期事業年度における役員報酬の内訳は、次のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	66,500	66,500	—	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—	—
社外取締役	1,620	1,620				1
社外監査役	7,390	7,390	—	—	—	3

(注) 前①及び④の項目における社外取締役および社外監査役の員数は本書届出日現在で記載しており、本表における役員の員数とは異なっております。

ロ. 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ. 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

ニ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬総額の限度内において、職務・貢献度・業績等を勘案し、取締役会から授権された代表取締役社長が決定しております。また、監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の限度内において、監査役会の協議により決定しております。

⑥ 株式の保有状況

イ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

ロ、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

ハ、保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額ならびに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

該当事項はありません。

⑦ 取締役の定数

当社の取締役の定数は7名以内とする旨定款に定めております。

⑧ 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

また、当社は、取締役の解任決議について、会社法の規定通り、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うこととしております。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑩ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年8月末日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑪ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、機動的な資本政策を可能とすることを目的とするものであります。

⑫ 役員の責任免除及び責任限定契約の内容の概要

当社は、職務遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であった者を含む)の会社法第423条第1項の責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。また、当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監査役との間で、会社法第423条第1項に定める責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。当社は、社外取締役及び監査役との間で当該責任限定契約を締結しております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
5,000	500	10,600	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

当社から監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、株式公開を前提とした予備調査業務であります。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、当社の事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、監査法人との協議を経て、監査役会の同意のうえ、監査報酬を決定しております。

第5 【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成28年3月1日から平成29年2月28日まで)及び当事業年度(平成29年3月1日から平成30年2月28日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(平成30年9月1日から平成30年11月30日まで)及び第3四半期累計期間(平成30年3月1日から平成30年11月30日まで)に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催する研修・セミナーへの参加や会計専門誌の定期購読等を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年 2 月 28 日)	当事業年度 (平成30年 2 月 28 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	131,858	278,941
売掛金	19,285	34,025
貯蔵品	500	1,857
前払費用	6,019	16,136
繰延税金資産	1,140	8,274
未収還付法人税等	308	—
その他	1,373	1,899
貸倒引当金	—	△6,045
流動資産合計	160,485	335,088
固定資産		
有形固定資産		
建物	2,614	10,692
減価償却累計額	△259	△417
建物（純額）	2,354	10,274
工具、器具及び備品	1,883	2,583
減価償却累計額	△829	△1,275
工具、器具及び備品（純額）	1,054	1,308
有形固定資産合計	3,408	11,583
投資その他の資産		
役員に対する長期貸付金	3,000	—
長期前払費用	1,798	3,015
繰延税金資産	—	7,934
敷金及び保証金	3,409	12,462
その他	770	770
貸倒引当金	△250	△250
投資その他の資産合計	8,729	23,932
固定資産合計	12,137	35,515
資産合計	172,623	370,603

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年 2 月 28 日)	当事業年度 (平成30年 2 月 28 日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	17,400	21,396
未払金	23,317	47,709
未払費用	16,388	40,468
未払法人税等	—	42,134
前受金	12,943	58,344
預り金	2,791	1,116
未払消費税等	—	31,822
その他	—	302
流動負債合計	72,841	243,293
固定負債		
長期借入金	54,084	50,357
固定負債合計	54,084	50,357
負債合計	126,925	293,650
純資産の部		
株主資本		
資本金	25,500	25,500
資本剰余金		
資本準備金	25,000	—
その他資本剰余金	—	25,000
資本剰余金合計	25,000	25,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△4,802	37,453
利益剰余金合計	△4,802	37,453
自己株式	—	△11,000
株主資本合計	45,697	76,953
純資産合計	45,697	76,953
負債純資産合計	172,623	370,603

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(平成30年11月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	428,390
売掛金	53,961
貯蔵品	1,178
前払費用	43,242
繰延税金資産	8,274
その他	478
貸倒引当金	△7,778
流動資産合計	527,747
固定資産	
有形固定資産	10,388
投資その他の資産	
繰延税金資産	7,934
その他	19,700
貸倒引当金	△250
投資その他の資産合計	27,384
固定資産合計	37,773
資産合計	565,520

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(平成30年11月30日)

負債の部	
流動負債	
1年内返済予定の長期借入金	18,540
未払法人税等	55,130
前受金	93,840
賞与引当金	5,310
その他	108,843
流動負債合計	281,663
固定負債	
長期借入金	24,068
固定負債合計	24,068
負債合計	305,731
純資産の部	
株主資本	
資本金	25,500
資本剰余金	70,100
利益剰余金	164,188
株主資本合計	259,788
純資産合計	259,788
負債純資産合計	565,520

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年 3 月 1 日 至 平成29年 2 月28日)	当事業年度 (自 平成29年 3 月 1 日 至 平成30年 2 月28日)
売上高	317,871	755,023
売上原価	39,081	82,847
売上総利益	278,790	672,175
販売費及び一般管理費	※ 284,480	※ 603,750
営業利益又は営業損失 (△)	△5,690	68,425
営業外収益		
受取利息	21	3
受取配当金	—	0
助成金収入	—	2,200
その他	0	182
営業外収益合計	21	2,387
営業外費用		
支払利息	590	1,491
貸倒引当金繰入額	250	—
ゴルフ会員権評価損	864	—
その他	175	—
営業外費用合計	1,879	1,491
経常利益又は経常損失 (△)	△7,548	69,320
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△7,548	69,320
法人税、住民税及び事業税	274	42,134
法人税等調整額	△1,140	△15,069
法人税等合計	△866	27,065
当期純利益又は当期純損失 (△)	△6,682	42,255

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成28年 3 月 1 日 至 平成29年 2 月28日)		当事業年度 (自 平成29年 3 月 1 日 至 平成30年 2 月28日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I. 労務費	※	29,481	75.4	71,360	86.1
II. 経費		9,600	24.6	11,486	13.9
売上原価		39,081	100.0	82,847	100.0

(注) ※ 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成28年 3 月 1 日 至 平成29年 2 月28日)	当事業年度 (自 平成29年 3 月 1 日 至 平成30年 2 月28日)
支払ロイヤリティ(千円)	9,007	—
旅費交通費(千円)	348	4,371
地代家賃(千円)	208	2,271
外注費(千円)	—	2,389

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 平成30年3月1日 至 平成30年11月30日)
売上高	906,587
売上原価	102,155
売上総利益	804,431
販売費及び一般管理費	601,164
営業利益	203,266
営業外収益	
受取利息	2
受取配当金	0
助成金収入	100
営業外収益合計	103
営業外費用	
支払利息	934
雑損失	166
営業外費用合計	1,100
経常利益	202,268
税引前四半期純利益	202,268
法人税等	75,533
四半期純利益	126,735

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式		株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
					繰越利益 剰余金				
当期首残高	500	—	—	—	1,880	1,880	—	2,380	2,380
当期変動額									
新株の発行	25,000	25,000		25,000				50,000	50,000
当期純損失（△）					△6,682	△6,682		△6,682	△6,682
当期変動額合計	25,000	25,000	—	25,000	△6,682	△6,682	—	43,317	43,317
当期末残高	25,500	25,000	—	25,000	△4,802	△4,802	—	45,697	45,697

当事業年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

(単位：千円)

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
					繰越利益 剰余金				
当期首残高	25,500	25,000	—	25,000	△4,802	△4,802	—	45,697	45,697
当期変動額									
準備金から剰余金への振替		△25,000	25,000	—				—	—
当期純利益					42,255	42,255		42,255	42,255
自己株式の取得							△11,000	△11,000	△11,000
当期変動額合計	—	△25,000	25,000	—	42,255	42,255	△11,000	31,255	31,255
当期末残高	25,500	—	25,000	25,000	37,453	37,453	△11,000	76,953	76,953

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年 3 月 1 日 至 平成29年 2 月28日)	当事業年度 (自 平成29年 3 月 1 日 至 平成30年 2 月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△7,548	69,320
減価償却費	736	3,218
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	250	6,045
受取利息及び受取配当金	△21	△4
助成金収入	—	△2,200
支払利息	590	1,491
ゴルフ会員権評価損	864	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△4,988	△14,739
前払費用の増減額 (△は増加)	△5,385	△10,409
未払金の増減額 (△は減少)	13,613	24,412
未払費用の増減額 (△は減少)	15,854	24,080
未払消費税等の増減額 (△は減少)	—	31,822
預り金の増減額 (△は減少)	1,771	△1,675
前受金の増減額 (△は減少)	9,623	45,400
その他	△687	363
小計	24,673	177,125
利息及び配当金の受取額	16	10
助成金の受取額	—	2,200
利息の支払額	△631	△1,486
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△1,740	307
営業活動によるキャッシュ・フロー	22,316	178,156
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△5,000	△5,001
定期預金の払戻による収入	—	5,000
ゴルフ会員権の取得による支出	△1,314	—
有形固定資産の取得による支出	△540	△11,392
役員に対する貸付による支出	△4,000	—
役員に対する貸付の回収による収入	159	3,840
敷金及び保証金の差入による支出	△2,359	△13,143
敷金及び保証金の回収による収入	—	373
その他	△300	△20
投資活動によるキャッシュ・フロー	△13,354	△20,343

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当事業年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	75,000	20,000
長期借入金の返済による支出	△13,116	△19,731
株式の発行による収入	50,000	—
自己株式の取得による支出	—	△11,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	111,884	△10,731
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	120,846	147,082
現金及び現金同等物の期首残高	6,011	126,858
現金及び現金同等物の期末残高	※1 126,858	※1 273,940

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、建物及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年

工具、器具及び備品 4～6年

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び簡易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、免税事業者であるため税込方式によっております。

当事業年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、建物及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年
工具、器具及び備品	4～10年

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び簡易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

前事業年度は免税事業者でしたが、当事業年度より納税事業者になったことに伴い、税抜方式に変更しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、当事業年度の売上高は60,401千円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による財務諸表に与える影響はありません。

当事業年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

1、税効果会計に係る会計基準等

- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)
- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日)

(1) 概要

個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いが見直され、また(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いの明確化が行われております。

(2) 適用予定日

平成32年2月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

2、収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

未定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(貸借対照表関係)

前事業年度(平成29年2月28日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成30年2月28日)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当事業年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
役員報酬	68,000千円	62,542千円
給与手当	43,689 "	137,490 "
外注費	31,615 "	39,012 "
広告宣伝費	55,482 "	120,278 "
減価償却費	722 "	2,656 "
貸倒引当金繰入額	— "	6,045 "
おおよその割合		
販売費	64.7%	67.6%
一般管理費	35.3 "	32.4 "

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	10	1,090	—	1,100

(変動事由の概要)

普通株式の増加の内訳は、次のとおりであります。

株式分割による増加	990株
第三者割当増資による増加	100株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,100	—	—	1,100

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	—	22	—	22

(変動事由の概要)

平成29年5月29日の定時株主総会の決議による自己株式の取得 22株

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当事業年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
現金及び預金	131,858千円	278,941千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△5,000 "	△5,001 "
現金及び現金同等物	126,858千円	273,940千円

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組み方針

当社は、事業計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。資金運用については、短期的かつ安全性の高い金融資産を中心として運用する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に本社オフィス等の賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金及び未払費用は、短期間で決済されるものであります。

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、金融機関からの借入により調達しております。これらのうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金及び保証金については、定期的に相手先の状況をモニタリングし、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

変動金利の借入金に係る金利変動リスクについては、担当部署が市場金利の動向をモニタリングしております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注) 2. 参照)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	131,858	131,858	—
(2) 売掛金	19,285	19,285	—
資産計	151,143	151,143	—
(1) 未払金	23,317	23,317	—
(2) 未払費用	16,388	16,388	—
(3) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	71,484	70,749	△734
負債計	111,189	110,454	△734

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払費用

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によるものとし、固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	平成29年2月28日
敷金及び保証金	3,409

敷金については、市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	131,858	—	—	—
売掛金	19,285	—	—	—
合計	151,143	—	—	—

(注) 4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	17,400	17,400	16,685	9,060	7,123	3,816
合計	17,400	17,400	16,685	9,060	7,123	3,816

当事業年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組み方針

当社は、事業計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。資金運用については、短期的かつ安全性の高い金融資産を中心として運用する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に本社オフィス等の賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金、未払費用、未払法人税等及び未払消費税等は、短期間で決済されるものであります。

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、金融機関からの借入により調達しております。これらのうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金及び保証金については、定期的に相手先の状況をモニタリングし、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

変動金利の借入金に係る金利変動リスクについては、担当部署が市場金利の動向をモニタリングしております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注) 2. 参照)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	278,941	278,941	—
(2) 売掛金	34,025		
貸倒引当金(※)	△6,045		
	27,979	27,979	—
資産計	306,920	306,920	—
(1) 未払金	47,709	47,709	—
(2) 未払費用	40,468	40,468	—
(3) 未払法人税等	42,134	42,134	—
(4) 未払消費税等	31,822	31,822	—
(5) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	71,753	71,172	△580
負債計	233,887	233,307	△580

(※) 売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払費用、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によるものとし、固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	平成30年2月28日
敷金及び保証金	12,462

敷金については、市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	278,941	—	—	—
売掛金	34,025	—	—	—
合計	312,966	—	—	—

(注) 4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	21,396	20,681	13,056	11,119	4,541	960
合計	21,396	20,681	13,056	11,119	4,541	960

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	平成29年2月20日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 33株
付与日	平成29年2月24日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成31年3月1日～平成39年2月20日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

前事業年度(平成29年2月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

決議年月日	平成29年2月20日
権利確定前(株)	
前事業年度末	—
付与	33
失効	—
権利確定	—
未確定残	33
権利確定後(株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

決議年月日	平成29年2月20日
権利行使価格(円)	500,000
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF法(ディスカウント・キャッシュフロー法)により算出した価格を用いております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 | 一千円 |
| (2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 | 一千円 |

当事業年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

決議年月日	平成29年2月20日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 33株
付与日	平成29年2月24日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成31年3月1日～平成39年2月20日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成30年2月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

決議年月日	平成29年2月20日
権利確定前(株)	
前事業年度末	33
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	33
権利確定後(株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

決議年月日	平成29年2月20日
権利行使価格(円)	500,000
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF法(ディスカウント・キャッシュフロー法)により算出した価格を用いております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|-------------------------------|----------|
| (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 | 67,650千円 |
| (2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 | —千円 |

(税効果会計関係)

前事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払賞与	870千円
資産除去債務	693 "
ゴルフ会員権評価損	298 "
貸倒引当金	86 "
その他	323 "
繰延税金資産小計	2,273 "
評価性引当額	△1,079 "
繰延税金資産合計	1,193 "
繰延税金負債	
未収事業税	△53千円
繰延税金負債合計	△53 "
繰延税金資産(負債)の純額	1,140 "

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.36%から平成29年3月1日に開始する事業年度及び平成30年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については34.81%に、平成31年3月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、34.59%にそれぞれ変更されております。この税率変更による影響は軽微であります。

当事業年度(自 平成29年 3 月 1 日 至 平成30年 2 月28日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	3,875千円
未払賞与	2,997 "
資産除去債務	844 "
ゴルフ会員権評価損	298 "
貸倒引当金	2,111 "
減価償却超過額	3,715 "
繰延資産超過額	4,218 "
その他	748 "
繰延税金資産小計	18,810 "
評価性引当額	△2,601 "
繰延税金資産合計	16,209 "

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.8%
(調整)	
住民税均等割等	0.7%
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.0%
寄附金の損金不算入額	0.6%
評価性引当額の増減	2.2%
その他	△1.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.0%

(資産除去債務関係)

前事業年度(平成29年2月28日)

当社は、本社オフィス等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度(平成30年2月28日)

当社は、本社オフィス等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

当社は、組織コンサルティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

当社は、組織コンサルティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 主要株主	安藤広大	—	—	当 社 代 表 取締役	(被所有) 直接43.64	債 務 被 保 証	当社借入 契約の債 務被保証 (注) 1	52,234	—	—
							当社不動 産賃貸借 契約の債 務被保証 (注) 2	12,127	—	—

- (注) 1. 当社の金融機関からの借入金について債務保証を受けております。取引金額については、債務保証を受けている借入金の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
2. 当社の本社等の賃借料について債務保証を受けております。取引金額については、債務保証を受けている物件の年間賃借料(税込金額)を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

当事業年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 主要株主	安藤広大	—	—	当 社 代 表 取締役	(被所有) 直接40.82	債 務 被 保 証	当社借入 契約の債 務被保証 (注) 1	56,703	—	—
							当社不動 産賃貸借 契約の債 務被保証 (注) 2	15,704	—	—
主要株主	福富謙二	—	—	当 社 従 業 員	(被所有) 直接28.00	—	自己株式 の取得 (注) 3	11,000	—	—

- (注) 1. 当社の金融機関からの借入金について債務保証を受けております。取引金額については、債務保証を受けている借入金の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
2. 当社の本社等の賃借料について債務保証を受けております。取引金額については、債務保証を受けている物件の年間賃借料(税抜金額)を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
3. 自己株式の取得価格については、第三者による株式価値の算定結果を勘案して決定しております。
4. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成28年 3月 1日 至 平成29年 2月28日)	当事業年度 (自 平成29年 3月 1日 至 平成30年 2月28日)
1株当たり純資産額	20.77円	35.69円
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△)	△3.34円	19.46円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、前事業年度は、潜在株式は存在するものの、当期純損失金額であり、かつ当社株式は非上場株式であるため、期中平均株価の把握ができませんので記載しておりません。また、当事業年度は、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場株式であるため、期中平均株価の把握ができませんので記載しておりません。

2. 当社は平成28年9月16日付で普通株式1株につき普通株式100株、平成30年11月3日付で普通株式1株につき普通株式2,000株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年 3月 1日 至 平成29年 2月28日)	当事業年度 (自 平成29年 3月 1日 至 平成30年 2月28日)
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△6,682	42,255
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は 普通株式に係る当期純損失(△)(千円)	△6,682	42,255
普通株式の期中平均株式数(株)	2,002,740	2,171,310
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含まれな かった潜在株式の概要	新株予約権1種類(新株予約権の 数33個)。なお、新株予約権の概 要は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予 約権等の状況」に記載のとおり であります。	新株予約権1種類(新株予約権の 数33個)。なお、新株予約権の概 要は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予 約権等の状況」に記載のとおり であります。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年 2月28日)	当事業年度 (平成30年 2月28日)
純資産の部の合計額(千円)	45,697	76,953
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	45,697	76,953
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末 の普通株式の数(株)	2,200,000	2,156,000

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

1. 第三者割当による自己株式の処分について

当社は平成30年3月15日開催の取締役会及び平成30年3月30日開催の臨時株主総会において、第三者割当による自己株式の処分について決議し、平成30年4月23日に処分が完了いたしました。

(1) 第三者割当による自己株式の処分の目的

当社は、株式会社ベクトルとの関係を強化することで、事業シナジーが発揮できると考え、同社に対する第三者割当により自己株式を処分するものであります。

(2) 自己株式処分の内容

処分株式数	当社普通株式 14株
処分価額	1株につき2,550,000円
処分価額の総額	35,700,000円
処分方法	第三者割当による処分
処分先	株式会社ベクトル
処分期日	平成30年4月23日

2. 第三者割当による自己株式の処分について

当社は平成30年3月15日開催の取締役会及び平成30年3月30日開催の臨時株主総会において、第三者割当による自己株式の処分について決議し、平成30年4月30日に処分が完了いたしました。

(1) 第三者割当による自己株式の処分の目的

当社は、株式会社オークファンとの関係を強化することで、事業シナジーが発揮できると考え、同社に対する第三者割当により自己株式を処分するものであります。

(2) 自己株式処分の内容

処分株式数	当社普通株式 7株
処分価額	1株につき2,550,000円
処分価額の総額	17,850,000円
処分方法	第三者割当による処分
処分先	株式会社オークファン
処分期日	平成30年4月30日

3. 第三者割当による自己株式の処分について

当社は平成30年4月13日開催の取締役会及び平成30年4月27日開催の臨時株主総会において、第三者割当による自己株式の処分について決議し、平成30年5月11日に処分が完了いたしました。

(1) 第三者割当による自己株式の処分の目的

当社は、株式会社キープレイヤーズとの関係を強化することで、事業シナジーが発揮できると考え、同社に対する第三者割当により自己株式を処分するものであります。

(2) 自己株式処分の内容

処分株式数	当社普通株式 1株
処分価額	1株につき2,550,000円
処分価額の総額	2,550,000円
処分方法	第三者割当による処分
処分先	株式会社キープレイヤーズ
処分期日	平成30年5月11日

4. 株式分割について

当社は、平成30年10月15日開催の取締役会決議に基づき、当社株式の流動性向上と投資家層拡大を図るために、次の株式分割を行っております。

(1) 株式分割の割合及び時期：平成30年11月3日付をもって平成30年11月2日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を1株に付き2,000株の割合をもって分割する。

(2) 分割により増加する株式数 普通株式2,198,900株

(3) 1株当たり情報に及ぼす影響は、(1株当たり情報)に反映されております。

5. 新株予約権(無償ストック・オプション)の発行について

当社は、平成30年12月14日開催の取締役会において、会社法第236条、第239条の規定及び平成30年12月14日開催の当社臨時株主総会における承認に基づき、当社の従業員に対し、第2回新株予約権を発行することを決議し、平成30年12月15日に発行いたしました。

内容につきましては、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成30年3月1日 至 平成30年11月30日)
減価償却費	1,194千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間(自 平成30年3月1日 至 平成30年11月30日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

自己株式の処分

当社は、平成30年3月15日開催の取締役会決議及び平成30年3月30日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成30年4月23日付及び平成30年4月30日付で21株の自己株式の処分を行っております。

また、平成30年4月13日開催の取締役会決議及び平成30年4月27日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成30年5月11日付で1株の自己株式の処分を行っております。

この結果、当第3四半期累計期間において資本剰余金が45,100千円増加、自己株式が11,000千円減少し、当第3四半期会計期間末において資本剰余金が70,100千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、組織コンサルティング事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期累計期間 (自 平成30年3月1日 至 平成30年11月30日)
1株当たり四半期純利益金額	57円84銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	126,735
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	126,735
普通株式の期中平均株式数(株)	2,191,032
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 当社は、平成30年11月3日付で普通株式1株につき普通株式2,000株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

(新株予約権(無償ストック・オプション)の発行)

当社は、平成30年12月14日開催の取締役会において、会社法第236条、第239条の規定及び平成30年12月14日開催の当社臨時株主総会における承認に基づき、当社の従業員に対し、第2回新株予約権を発行することを決議し、平成30年12月15日に発行いたしました。

内容につきましては、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

【有価証券明細表】

【有形固定資產等明細表】

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

オフィス移転に伴う新規資産の取得

【社債明細表】

【借入金等明細表】

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

【引当金明細表】

【資產除去債務明細表】

— 91 —

(2) 【主な資産及び負債の内容】（平成30年2月28日現在）

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	263,939
定期預金	15,001
小計	278,941
合計	278,941

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
日本ライフサポート株式会社	2,008
ソフトバンク株式会社	1,647
株式会社アルファドリームプロジェクト	1,080
リノベる株式会社	1,071
中国タクシー株式会社	972
その他	27,246
合計	34,025

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
19,285	802,481	787,741	34,025	95.9	12.1

(注) 消費税の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税が含まれております。

ハ. 貯蔵品

区分	金額(千円)
書籍等	1,857
合計	1,857

② 流動負債

イ. 未払金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社イニシャル	12,295
株式会社ベーシック	5,994
株式会社ブライトワン	3,343
株式会社Ad Listing	3,187
アメリカン・エクスプレス・インターナショナル, inc.	2,192
株式会社ZUU	1,620
その他	19,075
合計	47,709

ロ. 未払費用

区分	金額(千円)
給与手当等	35,229
法定福利費	5,238
合計	40,468

ハ. 未払法人税等

区分	金額(千円)
未払法人税	26,424
未払住民税	4,575
未払事業税	11,133
合計	42,134

二. 前受金
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
スタイルアクト株式会社	4,752
株式会社良生活	3,240
株式会社エム・アイ・ディジャパン	2,284
株式会社Crannova	1,485
株式会社ケイズグループ	1,350
その他	45,232
合計	58,344

ホ. 未払消費税等

区分	金額(千円)
消費税及び地方消費税	31,822
合計	31,822

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年3月1日から翌年2月末日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年2月末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年8月31日 毎年2月末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社
取次所	東京証券代行株式会社 各取次所
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社
取次所	東京証券代行株式会社 各取次所(注)1
買取手数料	無料(注)2
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告としております。ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う予定です。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://corp.shikigaku.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者 の氏名又は 名称	移動前所有者 の住所	移動前所有者 の提出会社 との関係等	移動後所有者 の氏名又は 名称	移動後所有者 の住所	移動後所有者 の提出会社 との関係等	移動 株数 (株)	価格 (単価) (円)	移動理由
平成28年 10月1日	福富謙二	神奈川県 横浜市 神奈川区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名) (注)4	合同会社KDI 代表社員 安藤広大	東京都渋谷区東一丁目27番7号渋谷東KMビル9F	特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社、大株主上位10名) (注)5	170	10,000,000 (58,823) (注)7	所有者間の事情による
平成29年 2月24日	安藤広大	東京都 世田谷区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	K&Pパートナーズ2号投資事業有限責任組合無限責任組合員K&Pパートナーズ株式会社 代表取締役 松村伸也	東京都千代田区内神田一丁目2番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	20	10,000,000 (500,000) (注)8	当社の資本政策による
平成29年 7月6日	福富謙二	神奈川県 鎌倉市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	株式会社識学 代表取締役 安藤広大	東京都品川区西五反田七丁目9番2号KDX五反田ビル4F	当社	22	11,000,000 (500,000) (注)9	当社の資本政策による
平成29年 8月31日	安藤広大	東京都 世田谷区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	合同会社KDI 代表社員 安藤広大	東京都品川区西五反田七丁目9番2号KDX五反田ビル4F	特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社、大株主上位10名)	20	10,000,000 (500,000) (注)9	所有者間の事情による
平成29年 12月25日	合同会社KDI 代表社員 安藤広大	東京都品川区西五反田七丁目9番2号KDX五反田ビル4F	特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社、大株主上位10名) (注)6	株式会社ARS 代表取締役 安藤広大	東京都世田谷区太子堂三丁目31番10号	特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社、大株主上位10名) (注)5	190	483,640,000 (2,545,473) (注)8	所有者間の事情による
平成30年 1月29日	安藤広大	東京都 世田谷区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	Team Energy 株式会社 代表取締役 中村誠司	大阪府大阪府中央区北浜一丁目8番16号	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注)5	11	28,000,000 (2,545,454) (注)8	当社の資本政策による
平成30年 5月1日	安藤広大	東京都 世田谷区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	株式会社五十畑 代表取締役 五十畑理央	東京都文京区本駒込二丁目15番6号	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注)5	11	28,000,000 (2,545,454) (注)8	当社の資本政策による
平成30年 8月7日	安藤広大	東京都 世田谷区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	REGAIN GROUP 株式会社 代表取締役 小野澤秀人	東京都港区芝公園一丁目1番1号住友不動産御成門タワー	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注)5	11	29,920,000 (2,720,000) (注)8	当社の資本政策による
平成30年 9月21日	福富謙二	神奈川県 鎌倉市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	株式会社チエッジ 代表取締役 福留大士	東京都港区虎ノ門三丁目17番1号TOKYUREIT虎ノ門ビル	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注)5	11	28,000,000 (2,545,454) (注)8	当社の資本政策による

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成28年3月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するとされております。また、当社は当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という)、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る)並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社
4. 福富謙二は、平成29年5月に当社取締役を退任し、従業員となっております。
5. 当該移動により、特別利害関係者等(大株主上位10名)に該当しております。
6. 当該移動により、特別利害関係者等(大株主上位10名)から外れております。
7. 移動価格は譲渡人と譲受人が協議のうえ、決定しております。
8. 移動価格は、DCF法(ディスカウント・キャッシュ・フロー法)により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議のうえ、決定しております。
9. 移動価格は、直近の第三者割当増資時の価格等を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議のうえ、決定しております。
10. 当社は、平成30年10月15日開催の取締役会決議により、平成30年11月3日付で普通株式1株につき普通株式2,000株の割合で株式分割を行っておりますが、上記移動株数及び価格は分割前の移動株数及び価格で記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	新株予約権①	株式②
発行(処分)年月日	平成29年2月24日	平成29年2月24日	平成30年4月23日
種類	普通株式	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	普通株式 (自己株式)
発行(処分)数	100株	普通株式 33株	14株
発行(処分)価格	500,000円(注)4	1株につき500,000円 (注)4	2,550,000円(注)4
資本組入額	250,000円	250,000円	—(注)5
発行(処分)価額の総額	50,000,000円	16,500,000円	35,700,000円
資本組入額の総額	25,000,000円	8,250,000円	—(注)5
発行(処分)方法	第三者割当	平成29年2月20日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第243条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	第三者割当の方法による自己株式の処分
保有期間等に関する確約	—	—	(注)2

項目	株式③	株式④	新株予約権②
発行(処分)年月日	平成30年4月30日	平成30年5月11日	平成30年12月15日
種類	普通株式 (自己株式)	普通株式 (自己株式)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)
発行(処分)数	7株	1株	普通株式 23,000株
発行(処分)価格	2,550,000円(注)4	2,550,000円(注)4	1株につき1,680円 (注)6
資本組入額	—(注)5	—(注)5	840円
発行(処分)価額の総額	17,850,000円	2,550,000円	38,640,000円
資本組入額の総額	—(注)5	—(注)5	19,320,000円
発行(処分)方法	第三者割当の方法による自己株式の処分	第三者割当の方法による自己株式の処分	平成30年12月14日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第243条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2	(注)2	(注)3

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という)の定める規則等は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という)第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされてお

- ります。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、平成30年2月28日であります。
2. 同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
3. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
4. 株式の発行価格は、DCF法(ディスカウント・キャッシュ・フロー法)により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
5. 自己株式の処分のため資本組入額はありません。
6. 株式の発行価格は、DCF法(ディスカウント・キャッシュ・フロー法)及びマルチプル法の折衷法により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
- また、本新株予約権の割当日が属する事業年度の終結までの間に、当社の普通株式が金融商品取引所に上場した場合には、行使価額は、本新株予約権の割当日が属する事業年度の終結時における行使価額と金融商品取引所に上場した場合の募集株式1株あたりの公募価格のうち、いずれか高い金額に調整されるものとしております。
7. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

項目	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	1株につき500,000円	1株につき1,680円
行使請求期間	平成31年3月1日から 平成39年2月20日まで	平成32年12月16日から 平成40年12月13日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

8. 平成30年10月15日開催の取締役会決議により、平成30年11月3日付で1株を2,000株に株式分割いたしました。が、上記の株式①～④及び新株予約権①の発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額は当該株式分割前の発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額を記載しております。

2 【取得者の概況】

株式①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出 会社との関係
K&Pパートナーズ2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員K&Pパートナーズ株式会社 代表取締役 松村伸也 資本金 33百万円	東京都千代田区 内神田一丁目2 番1号	ベンチャーキャ ピタル事業	100	50,000,000 (500,000)	特別利害関係者 等(大株主上位 10名) (注)1

(注) 1. K&Pパートナーズ2号投資事業有限責任組合は、当該第三者割当により特別利害関係者等(当社大株主上位10名)に該当しております。

2. 平成30年10月15日開催の取締役会決議により、平成30年11月3日付で1株を2,000株に株式分割いたしました。が、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

新株予約権①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出 会社との関係
梶山啓介	東京都大田区	会社役員	22	11,000,000 (500,000)	特別利害関係者 等(当社取締役)
池浦良祐	埼玉県和光市	会社役員	11	5,500,000 (500,000)	特別利害関係者 等(当社取締役)

(注) 1. 平成30年10月15日開催の取締役会決議により、平成30年11月3日付で1株を2,000株に株式分割いたしました。が、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

株式②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出 会社との関係
株式会社ベクトル 代表取締役 西江肇司 資本金 2,164百万円	東京都港区赤坂 四丁目15番1号	PR企画立案及び 実施等	14	35,700,000 (2,550,000)	特別利害関係者 等(大株主上位 10名) (注)1

(注) 1. 株式会社ベクトルは、当該第三者割当の方法による自己株式の処分により特別利害関係者等(当社大株主上位10名)に該当しております。

2. 平成30年10月15日開催の取締役会決議により、平成30年11月3日付で1株を2,000株に株式分割いたしました。が、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

株式③

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出 会社との関係
株式会社オークファン 代表取締役 武永修一 資本金 678百万円	東京都品川区上 大崎二丁目13番 30号 oak meguro 3階	インターネット メディア事業	7	17,850,000 (2,550,000)	特別利害関係者 等(大株主上位 10名) (注)1

(注) 1. 株式会社オークファンは、当該第三者割当の方法による自己株式の処分により特別利害関係者等(当社大株主上位10名)に該当しております。

2. 平成30年10月15日開催の取締役会決議により、平成30年11月3日付で1株を2,000株に株式分割いたしました。が、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

株式④

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出 会社との関係
株式会社キープレイヤーズ 代表取締役 高野秀敏 資本金 10百万円	東京都港区赤坂 三丁目16番8号	人材派遣・紹介 事業	1	2,550,000 (2,550,000)	特別利害関係者 等(大株主上位 10名) (注)1

(注) 1. 株式会社キープレイヤーズは、当該第三者割当の方法による自己株式の処分により特別利害関係者等(当社大株主上位10名)に該当しております。

2. 平成30年10月15日開催の取締役会決議により、平成30年11月3日付で1株を2,000株に株式分割いたしました。が、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

新株予約権②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出 会社との関係
和田垣幸生	東京都渋谷区	会社員	2,400	4,032,000 (1,680)	当社従業員
富樫篤史	大阪府吹田市	会社員	2,400	4,032,000 (1,680)	当社従業員
田中康雄	東京都練馬区	会社員	2,400	4,032,000 (1,680)	当社従業員
山下智史	東京都大田区	会社員	2,400	4,032,000 (1,680)	当社従業員
後藤翔太	神奈川県横浜市 磯子区	会社員	1,700	2,856,000 (1,680)	当社従業員
入澤勇紀	神奈川県横浜市 港北区	会社員	1,700	2,856,000 (1,680)	当社従業員
松原博久	福岡県福岡市中 央区	会社員	1,700	2,856,000 (1,680)	当社従業員
有手啓太	埼玉県川越市	会社員	1,700	2,856,000 (1,680)	当社従業員
吉原将之	東京都中野区	会社員	1,100	1,848,000 (1,680)	当社従業員
庄子達郎	東京都杉並区	会社員	1,100	1,848,000 (1,680)	当社従業員
小川大介	東京都世田谷区	会社員	1,100	1,848,000 (1,680)	当社従業員
八窪八恵子	東京都中野区	会社員	1,100	1,848,000 (1,680)	当社従業員
広山雅一	東京都江東区	会社員	1,100	1,848,000 (1,680)	当社従業員
手塚はづき	東京都港区	会社員	1,100	1,848,000 (1,680)	当社従業員

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
安藤 広大(注) 1、2	東京都世田谷区	854,000	37.31
福富 謙二(注) 2、3	神奈川県鎌倉市	594,000	25.95
株式会社ARS(注) 2、4	東京都世田谷区太子堂三丁目31番10号	380,000	16.60
K&Pパートナーズ2号投資事業有 限責任組合(注) 2	東京都千代田区内神田一丁目2番1号	240,000	10.48
梶山啓介(注) 5	東京都大田区	44,000 (44,000)	1.92 (1.92)
株式会社ペクトル(注) 2	東京都港区赤坂四丁目15番1号	28,000	1.22
Team Energy株式会社(注) 2	大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号	22,000	0.96
株式会社五十畑(注) 2	東京都文京区本駒込二丁目15番6号	22,000	0.96
REGAIN GROUP株式会社(注) 2	東京都港区芝公園一丁目1番1号	22,000	0.96
株式会社チェンジ(注) 2	東京都港区虎ノ門三丁目17番1号	22,000	0.96
池浦良祐(注) 5	埼玉県和光市	22,000 (22,000)	0.96 (0.96)
株式会社オークファン(注) 2	東京都品川区上大崎二丁目13番30号 oak meguro 3階	14,000	0.61
和田垣幸生(注) 3	東京都渋谷区	2,400 (2,400)	0.10 (0.10)
富樫篤史(注) 3	大阪府吹田市	2,400 (2,400)	0.10 (0.10)
田中康雄(注) 3	東京都練馬区	2,400 (2,400)	0.10 (0.10)
山下智史(注) 3	東京都大田区	2,400 (2,400)	0.10 (0.10)
株式会社キープレイヤーズ	東京都港区赤坂三丁目16番8号	2,000	0.09
後藤翔太(注) 3	神奈川県横浜市磯子区	1,700 (1,700)	0.07 (0.07)
入澤勇紀(注) 3	神奈川県横浜市港北区	1,700 (1,700)	0.07 (0.07)
松原博久(注) 3	福岡県福岡市中央区	1,700 (1,700)	0.07 (0.07)
有手啓太(注) 3	埼玉県川越市	1,700 (1,700)	0.07 (0.07)
吉原将之(注) 3	東京都中野区	1,100 (1,100)	0.05 (0.05)
庄子達郎(注) 3	東京都杉並区	1,100 (1,100)	0.05 (0.05)
小川大介(注) 3	東京都世田谷区	1,100 (1,100)	0.05 (0.05)
八窪八恵子(注) 3	東京都中野区	1,100 (1,100)	0.05 (0.05)
広山雅一(注) 3	東京都江東区	1,100 (1,100)	0.05 (0.05)
手塚はづき(注) 3	東京都港区	1,100 (1,100)	0.05 (0.05)
計	—	2,289,000 (89,000)	100.00 (3.89)

(注) 1. 特別利害関係者等(当社代表取締役社長)

2. 特別利害関係者等(大株主上位10名)

3. 当社従業員

4. 特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)
5. 特別利害関係者等(当社取締役)
6. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
7. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

平成31年1月9日

株式会社識学
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 矢 部 直 哉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐 藤 武 男
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社識学の平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社識学の平成29年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成31年1月9日

株式会社識学
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 矢 部 直 哉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐 藤 武 男
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社識学の平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社識学の平成30年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成31年1月9日

株式会社識学
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 矢 部 直 哉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐 藤 武 男
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社識学の平成30年3月1日から平成31年2月28日までの第4期事業年度の第3四半期会計期間(平成30年9月1日から平成30年11月30日まで)及び第3四半期累計期間(平成30年3月1日から平成30年11月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社識学の平成30年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。



SHIKIGAKU